第6回 野洲市総合計画審議会 会議要録

日　　時 ： 平成23年8月18日（木）午後2時00分～午後5時00分
場　　所 ： 野洲市市民活動支援センター ホール
出席委員 ： 19名（最終）
欠席委員 ： 10名

1. 開会

＜事務局＞

皆さん、こんにちは。本日は本当にお暑い中、またご多用の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。先日来、本当に暑い日が続いておりまして、また天気予報では明日から涼しくなるように聞いておるので期待しているところでございます。

日ごろ、総合計画の策定に当たりましていろいろご協力いただきまして、本当にありがとうございます。定刻になりましたので、第６回の総合計画審議会を始めさせていただきたいと思います。

前回の審議会の後、それぞれ３回目の部会を開いていただきまして、部会の取りまとめをしていただきまして、本当にありがとうございました。本日は、次第にも挙げさせていただいておりますが、基本目標６と第７章のところが主な審議事項になるかと思っておるところでございます。

いよいよ終盤になってまいりまして、この審議会と並行して行政内部でも調整をさせていただいております。今後、こちらの審議会から答申をいただきますと、またパブリックコメントをさせていただいて、12 月の議会にはこの計画を提案させていただいて、議決をいただく予定をしているところでございます。

また、来月の９月８日（木）ですが、議会の都市基盤特別委員会という委員会でこの総合計画の今の案を中間報告させていただく予定でございます。今後いろいろ予定が過密になってまいるわけですけども、ご協力、よろしくお願いいたします。

なお、あいにく本日、市長と政策部長は他の公務で欠席ということでございますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

2. 会議の成立確認

＜事務局＞

それでは、本日の会議につきましては、委員の皆様29名のうち、18名に出席いただいておりますので、成立しておりますことをまずもってご報告させていただきます。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜会長＞

皆さん、こんにちは、お疲れさまです。本日、第６回の総合計画審議会です。これまで部会審議も含め、議論を重ねてまいりましたが、お盆前に、第１章から第７章まで全ての資料を送らせていただきました。最後の詰めをしていく段階となります。皆さんか

ら忌憚のないご意見をいただき、最終的に審議会として答申できる内容に持っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
今日の審議事項は、総合計画全体を通しでございますが、３つに分けて進めてまいりたいと思います。

3．審議事項
①総合計画見直し案（第１章～第５章）について
＜会長＞
第１番目の総合計画見直し案（第１章～第５章）について、事務局からお願いします。

＜事務局＞
皆さん、こんにちは。本日はお暑い中、またお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、私から説明をさせていただきたいと思いますけれども、その前に本日お配りさせてもらった資料の確認をしたいと思います。

（配布資料の確認）

それでは、資料の説明に入りたいと思いますが、失礼をして座らせていただきます。
本日、審議事項ということで３つに分けさせていただいております。１つ目につきましては、第４回までの全体会議でご議論をいただいていた見直し後の第１章から第５章、いわゆる現行計画でいうところの基本構想に当たる部分について、今回、修正ポイントについて説明をしたいと思います。
２点目につきましては、第６章の基本目標１から５ということで、それぞれ部会でご審議いただいた内容について、第３回の部会を経て、今回修正が加わったポイントについて説明をさせていただきます。
それから、３点目につきましては、第６章の基本目標６、それから第７章ということで、「行政と市民がともにつくるまち」、あるいは「進捗管理」といった部分で、これは部会審議ではなく、最終的には全体でもう一度審議をさせていただこうという部分でしたので、これにつきましては本日初めてご提案をさせていただくということになります。
それぞれに分けて説明をさせていただこうと思いますが、まず１つ目、総合計画見直し案（第１章～第５章）について、これは部会の審議を経まして、第１章から第５章までの部分で修正を加えたところについてポイントを説明させていただきたいと思います。本日盛りだくさんですので、若干早口になるかもしれませんけども、ご了承いただきたいと思います。
それでは、まず資料１なのですけれども、これは表面が計画全体の構成案、それから裏面には第６章のまちづくりの基本目標に係る施策体系というのを整理させていただいております。これは前回、第５回の審議会の中でお配りさせていただいたものと基本的に構成は大きくは変わっておりません。若干文言の修正とかをさせていただいた程度であります。
それから、次に資料２ですけども、こちらを使って説明させていただきたいと思いま

す。第４回審議会のときに一旦取りまとめさせていただいた部分なのですけれども、今回見直しに当たりまして、全体を通じて文言の統一をできるだけ図るようにしております。「にぎわい」、「やすらぎ」、「うるおい」という言葉が何回か出てきますけれども、このあたりについても平仮名表記と漢字表記がまざっておりましたので、今回すべて平仮名表記に統一しております。それから、全体的に部会審議にあわせて文言等の修正をさせていただいております。それから、６月の市民懇談会を開催させていただきましたときの意見で新たに反映できる部分については、これは主に６章になってくるのですけれども、追加させていただいております。

それと、本日、資料の備考には書いていないのですけれども、計画の中に「何々をいかす」という言葉が何回か繰り返し出てきます。この「いかす」という字が「活力」の「活」の「活かす」と、「生きる」という方の「生かす」と両方出ているのですけれども、辞書とかほかの計画等を見ますと、最近、基本的には「生命」の「生」の「生かす」というのが通常使われるパターンになっているようですので、本日のこの資料の中では両方混在していますけれども、今後「生きる」という方の「生かす」に統一をしていきたいと思っております。

それと中山道というのが２カ所出てきまして、これも「仙台」の「仙」という字と、「山」という字が混在しておりましたので、こちらにつきましても基本的には「中山道」、「山」が正式ということですので、そちらへ統一をしていきたいと思っております。

次の世代という「次世代」についても、「次の代」、「次代」というのと「次世代」というのが混在しておりましたので、これにつきましても「次世代」で統一をさせていただいております。全体については、そういった修正を加えさせていただいております。

第１章「計画策定にあたって」の部分につきましては、今回部会の審議が終わりまして、特に修正を加えたところはございません。変更はございませんでした。

それから、第２章につきましては、これも細かい話になるのですけれども、２ページの一番下のところ、「情報ネットワーク化の時代」というのがございまして、インターネットという文言を使わせていただいていたのですけども、実は部会で第６章の審議を進めていく中で、インターネットというのはいわゆる１つの手法、具体的な手法でありまして、時代の変化とともにいろんな手法が出てくるので、あえてインターネットという言葉を使う必要はないのではないかということで、今回、インターネットという個別の言葉をできるだけ避けるようにいたしました。そういったことで、まずこの「情報ネットワーク化の時代」からは削除しております。以降についても、インターネットという言葉が使われるところについてはできるだけ削除するようにさせていただきました。

それから、「野洲市の現状と課題」、５ページ以降なのですけれども、部会審議を経て細かい修正、文言の修正というのをたくさんしております。これは根本的に内容を変えるような修正ではないので、今回個々の説明はしませんけれども、特に２点だけ説明をさせていただきます。

といいますのは、５ページのちょうど下から３分の１ぐらいのところです。＜教育＞と書いてあるところの２つ目のところです。第４回の審議会の中で議論させていただきまして、道徳教育の充実という部分についての扱いをどうするかということで宿題をいただいていたのですけれども、これにつきましては部会の中でもいろいろご意見をいた

だき、また市の担当課とも相談をさせていただいた結果、今回、人権教育の充実と文言を置き換えさせていただいています。道徳教育ということではなくて、人権教育の切り口から対応していくというようなことで修正をさせていただきました。

それと、一番下、＜人権＞のところの丸なのですけれども、これは実は宿題をいただいていて、修正漏れをしておりました。というのは、この一文の中に「人権問題」というのが３回繰り返し出てきているのですけれども、これは文章として読みにくいということでしたので、５ページの一番下のところ、「人権の尊重については、」の次、「これまで人権問題の解消に向けた」というこの言葉を削除させていただきます。「人権の尊重については、様々な取り組みが行われてきましたが」ということと、次めくっていただいた一番上の行ですね。この１行にも「人権問題」が２回出てくるのですけれども、後ろの「新たな人権問題」というところを「新たな課題」というように置き換えをさせていただきます。これは第４回の審議会の中でご説明をさせていただいていたかと思うのですけれども、修正漏れをしておりました。

それから、８ページの第４章「将来都市像」につきましては、基本的には特に修正は加えておりません。まちづくりの基本目標につきましても、構成についてはそのままになっております。ただ、表題の標記修正などはさせていただいております。

それと、本日１点ご相談なのですけれども、実は今日追加で資料６「地域ごとのめざす姿」をお配りさせていただきました。これはなぜお配りさせていただいたかといいますと、実は前半の審議の中では、「将来都市像～めざすべきまちの姿～」については、全体のめざすべき姿と、それから、地域ごとのめざすべき姿を出してはどうかということで提案をさせていただいておりました。６月の市民懇談会の結果を踏まえて、そういった形をお示ししていこうかと思っていたのですけれども、実は市民懇談会の内容がうまくそういう形でまとまらず、地域ごとの提案をしていくのは無理があるのかなというようなことがありまして、後でもう一度説明させていただきますが、10ページ、土地利用の「ゾーン別整備方針」というところの各ゾーンについて、代わりといってはなんですが、各ゾーンのめざすべき姿としてとりあえずキャッチフレーズ的にサブタイトルを追加させていただいております。ただ、あくまでも地域ごとのめざすべき姿というものにこだわった場合、ではどういった文言が入ってくるのかというのを仮に作ったのが資料６です。

これは、市民懇談会で出していただいた意見と、それから現在既に地域ごとのめざすべき姿を規定している都市計画マスタープランという計画があるのですが、こちらを参考にして地域ごとの姿をとりあえずまとめてみました。これについて、今回あくまでも第４章の中に地域ごとの将来像を示していくべきなのか、あるいは示さなくてもいいか、示すとした場合には資料６の内容でいいのか、このあたりについてご意見をお聞かせいただきたいと考えております。また後ほどこの部分についてはよろしくお願いしたいと思います。

それから、第５章、９ページなのですけれども、「まちづくりの指標」の部分につきましては１点お断りがあります。実は人口フレームにつきましては、本日お示ししようと思って一旦自然推計についてデータをまとめさせていただいたのですけれども、もう一度内部で調整をしていく中で、既存の市街化区域等において住宅開発余地がまだ残って

おりまして、こういった部分を外的要因として外出しをしていくべきなのか、あるいはあくまでも自然推計の内数と見ていくのか、また、昨年、国勢調査人口と住民基本台帳人口にかなり乖離がありましたので、この部分についても住基ベースでいくのか、国調ベースでいくのか、そのあたり再度検証しております。そのため、今回、人口・世帯数の見込みについては、あえてお示しすることを避けさせていただきました。できれば次回、最終的にそのあたりの調整をした人口推計をお示ししていきたいと思います。

ちなみに現在、国調ベースでまとめさせていただいた人口推計については、ほぼ横ばいになっています。このあたりについても社会増をどういうふうに見込んでいくのか、再度精査、調整していきたいと思っております。

それから、同じく９ページの下半分からですけれども、「土地利用の方向性」につきましても、いろいろ検討しましたが、結果としてゾーン別の土地利用構想についてはあまり修正のしようがなかったというのが正直なところであります。ただ、将来像のところでも申し上げましたように、ゾーン別の整備方針のところにつきましては、３つのゾーン、市街地形成ゾーン、自然環境交流ゾーン、それから田園環境形成ゾーンそれぞれについて、その中身を要約した形で、それぞれのゾーンのあるべき姿というのをわかりやすく表現させていただきました。

それともう１点、吉地・西河原の北部市街化区域というのがあるのですけれども、もともと副都市拠点と申し上げていたところで、ここの取り扱いにつきましては、現在市街化の拡大が現実的には難しい状態になってきまして、市の分庁舎も廃止したことなどから、この位置づけは考え直さないといけないだろうということで、見直しております。

実は環境都市基盤部会で事前に修正内容をお送りさせていただきまして、その中ではこの吉地・西河原地域を郊外都市として位置づけたらどうかという提案をさせていただいたのですけれども、郊外都市というのが具体的に何をしていくのかという話になったときに、結局市街化区域を拡大する前提の話になってしまう恐れもあるため、再度内部でも調整させていただいて、既に計画がある広域幹線道路の整備に合わせて今後市街化を拡大するかしないかの議論も含めて、適切な土地利用を促進していくというような形で、今後計画期間中に吉地・西河原地域の整備について具体的に考えていくための余地を残すような表現に修正させていただきました。

それともう１点、土地利用のイメージ図については、できたらこれも今日お示しをしたかったのですけれども、どこまで明確にゾーンとしての境界を示すのかというところがまだ内部的にも煮詰まっていないため、これにつきましても次回までにできるだけ早い段階でお示しができるようにしていきたいと思いますが、本日についてはお示しをさせていただいておりません。

以上が審議事項の１点目、第１章から第５章についてです。

＜会長＞

ありがとうございました。第１章から第５章については、専門部会に入る前の全体会議、第４回までに議論してきた部分です。一部、保留にしておいた箇所も含めて、今回最終案として出させていただきました。

但し、人口推計と土地利用イメージの２箇所については、今回ご意見・ご質問等はい

ただきますが、最終的には次回判断するということでお願いします。
まず、第１章から第５章の中で、ご意見をいただきたいのは、地域像についてです。今日お配りした資料６は、６月の市民懇談会で出てきたものや、既存の都市マスで挙げられているものです。議論のプロセスの中で合意がとれているとは、必ずしも言えないものもあります。それらをふまえて、地域像として具体的に提示していくかどうかという点について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

＜委員＞
的外れかもしれませんけれども、この学区ごとというか、７学区ですね、地域像を盛り込むかどうかということと、それから私はゾーン別整備方針というところが非常に絡んでくるかと思いますので、その両方の整理をしないと学区ごとの地域像を入れるかどうかというのは、整理し切れてないのですけども。
私は、第４回の全体会を欠席しなくてはいけないということで、第３回が終わった後に意見を事務局に出していまして、そのことはこのゾーンのことにも関わり。第３回の全体会で少し意見を言わせていただいたのですが、大分前のことですので、皆さんのご記憶からもなくなってきていると思いますけども、このゾーンという言葉と、それからコンパクトというところが９ページ、10ページあたりに出てくるわけなのですけども、この総合計画の１つの考え方、まちづくりの考え方として使う用語としてここに出てきているのだろうと思うのですけど、私が５月に意見書で事務局に出させてもらったのは、あるいは第３回にここで言わせていただいたのは、このゾーンというのはゾーニングになります。それから、コンパクトというのはコンパクトシティという形で、まちづくりに関してはこの２つの言葉というのは非常に密着性があるというか、関連の深い言葉なのですね。
なので、こうしたまちづくりにかかわる計画にコンパクトという言葉が出てくると、「野洲市はコンパクトシティをめざしているのか」とつい思ってしまうのですね。だけど、全体を読むとそうではない。それから、ゾーニングというのはご存じの方もおられると思いますが、旧来の都市計画法に基づく効率的な土地利用ですね。工場ばかりの場所、商業ばかりの場所、住宅ばかりの場所という形でゾーニング、場所を決めて区画を決めるという形ですが、それも今、まちづくりという考え方の中でゾーニングというのはやはり合わないですね。
私もその後、この第３回の後ですね、部会に分かれ、部会でも取り組んできてなおさらわかったのですけども、当然現行の総合計画は、ゾーニング、コンパクトの上に成り立って現行総合計画はつくられているわけではないですね。各部会で皆さんが検討され、私も検討に加わり一緒にやってきた中で、出てきません、コンパクトという言葉は。それから、ゾーニング、あるいはゾーンという言葉も出てこなかったと思います。ですから、この９ページ、10ページだけで出てくるのですよね。いわば取ってつけたような形になってしまっているのです。実際、取ってつけているわけですよね。なので不自然なのです。それで、まちづくりというものは、まちをつくるからまちづくりであって、ゾーンをつくるのではないのですよね。
事務局でも随分考えてくださっていて、どう直そうかといって私も考えたのですが、

このコンパクトというのは、富山県富山市で大分成功しているみたいですけれども、あ あいうコンパクトシティではないのですよね。だから、どちらかというと、「コンパクト」を「拠点」と変えてしまえば、例えば９ページの一番下から３行目の②「コンパクトな都市空間の形成」を「拠点となる都市空間の形成」と直してやれば、それで通ってしまうような気がします。それからゾーンは10ページを見ていただいたら、その後、事務局でも考えていただいて、例えば「（２）ゾーン別整備方針」というところを、「（２）特徴あるまちづくり」というように直してみるとかね。それから、Ａは「市街地形成ゾーン」と出ているのですが、その下の四角の中では、「にぎわいと活力にあふれたみんなが集うまち」と書いてくれているわけですから、まちづくりですね。ですから、Ａのところの「市街地形成ゾーン」を取り、「Ａ：にぎわいと活力にあふれたみんなが集うまち」としてしまえば、まちづくりに切り替わります。やはりゾーン、ゾーニングにつながる、違和感がある言葉を総合計画の中で、別にたまに出てくるのはいいですが、この基軸になるようなところで出てきてほしくないという感じがします。

先ほど申し上げたように、部会で分かれて検討を進めれば進めるほど、やはりこのゾーンとコンパクトというのは違和感がなおさらにあるなという感じがいたします。それが整理されたらば、この７つの地域ですか、学区ごとのものが入ってくるのかなと思います。ですから、ゾーンなんていう明確な地帯で分けてしまうと、ではこの地域との兼ね合いは何なのかとなりますが、10ページ「（２）ゾーン別整備方針」はもう少しぼかし、特徴あるまちづくりは３つぐらいで分かれるという形にしたならば、市民懇談会の意見などを取った学区ごと、７つの地域ごとのめざす姿というのがオーバーラップしやすいのかなと思います。

長くなってすみませんでした。

＜事務局＞

今回、個別の拠点という概念を基本的に消す方向で修正しているのですが、拠点が全く消えているわけではなく、文言としては残っています。今まで使っていた拠点とは異なる一般的な意味の拠点になっていますので、今おっしゃっていただいたように、例えばコンパクトというのを拠点に置き換えていくというのは、決して第６章の各施策の部分と相反することはないと思うのですが、単純に置き換えをしていくのがいいのかどうか。あるいは今のゾーン別のところでも、非常にうまく言っていただいたなと思うのですけど、キャッチフレーズをそれぞれのゾーンの表題にしてしまうというのも１つの手法かと思うのですが、審議会でどう判断されるのか、ご意見をいただけたらと思います。

＜会長＞

いかがでしょう。他の委員さんご意見お願いします。

＜委員＞

「地域ごとのめざす姿」はゾーンという概念とは違うと思っています。野洲地域以外は全て自然環境が含まれており、ゾーン別整備方針として、自然環境交流ゾーンというのをつくると、そこだけまた別に分かれる感覚になるので、ベースとして自然環境があ

るような感じがするのと、それから各地域共通しているのはコミュニティというのがベースになっているところです。だから、コミュニティと自然環境が、ある面で各地域のめざす姿のように読み取れるのかなと思います。

あと、それぞれの地域の特性をどう引き出していくかということですが、地域から出たものを共有し、特性を出していくというつくり方がいいのではないかなと思いますので、ボトムアップ方式の整備方針といいますか、計画ベースにしていく方がいいのではないかと私は思っております。

＜会長＞

ありがとうございます。その他ご意見ございましたらお願いします。

＜委員＞

今日配られた資料を初めて目にするわけですけども、この「地域ごとのめざす姿」ですね。先ほどもおっしゃっていましたように、共通語としては「自然」というものがあるのですが、この７地域それぞれですね、実にこの表現が地区ごとの懇談会で出た内容にフィットしているのかなという気がまずしたのです。私はすべての地域懇談会には出ていませんが、中里に出たとき聞いていると、それほど議論は深まっていないのです、実態としては。一部の人がその地域についての思いを話し、それはある程度理解できたのですけど、こういう美しく表現できるような内容ではなかったですね。

それで、あえて言えば、この７地域それぞれ抽象的な表現が非常に多いですね。例えば、野洲地域だったら「にぎわい」とか、あるいは三上でしたら「やすらぎ」とか、中里でしたら「ふれあい」とか「うるおい」とかね。これでいいのかなと。もう少し踏み込んだ方がいいのではないかと。こうしたスローガンの羅列を計画の中でもう少し具体化しないと、これで終わってしまい、審議会が合意形成だけのために議論をしてきたのではないかなというふうな感じがするのですが、いかがでしょうか。

＜事務局＞

事務局からも補足なのですけども、今回あえて地域ごとの姿というのをこの案から抜いているというのは、今まさに言っていただいたように、市民懇談会の中でそこまで議論が深まったかというとそうは思えなかったというのが１点、それから参加者数がやはり一部、少人数に限られていましたので、その中で出た意見だけをもって地域全体の姿としてしまっていいのかということがありました。そのため、載せるのはいかがかという懸念があったので一旦除きはしましたが、一方でせっかく市民懇談会として開催させていただいた以上は、その結果を何らかの形でご報告させていただく必要があるのかなと思い、その中からキャッチフレーズを出してくるとすると、今日お配りをした資料６のような内容になるのかなと。

ただ、これをつくるに当たりましては、市民懇談会の意見だけではなくて、都市計画マスタープランの内容ともマッチする部分の意見を抜き出しています。無作為に市民の意見をここへ載せているというのではなくて、事務局の中で調整した内容になっていますので、これを載せるべきかどうかということも含めて、本日ご議論をいただきたいと

いうのが正直な思いです。
以上です。

＜会長＞
その他、地域像あるいはゾーンについてご意見いかがでしょうか。

＜委員＞
私はどっちかというと、10ページのゾーン整備方針のところは、むしろゾーンではなくて学区別を取り上げてもいいのではないかなという気がしないでもないですね。ゾーンにこだわる必要があるのかどうかというのは、微妙なところがあると思うのです。

ただ、富山の例が出ましたので、富山の話をしますと、富山市長は非常におもしろい発想をするのですけども、コンパクトシティとゾーンというのは必ずしも分かれるものではなく、実際に富山の計画の中でもこれは一緒にあるわけです。コンパクトシティというのは、要するに市街地、あるいは人が住んでいるところを無秩序に拡大しないという、まさにこの10ページの一番上にある文言のそのとおりの話なのです。

特に、富山市長に言わせると、富山市は非常に除雪の費用がかかるので、できるだけ人の住んでいるところは小さく収めたいという話をされております。ですから、市街地の無秩序な拡大といったこの文言自体が、いわゆるコンパクトシティの基本的な考え方にマッチする部分で、ですからそれを拠点整備という意味に置き換えても十分通じるものがあると思います。

ただ、ゾーンという意味でいいますと、富山の例をとり、例えば岩瀬浜ですと、昔の歴史あるまち並みを生かした活力あるまちにするということが謳い文句に出ていますし、らいちょう・粟巣野地域では、自然環境を生かした自然に親しめるという話があります。ですから、ゾーニング自体が決して悪いという話ではなく、ある意味必要だと思っています。ただ、私の場合はどちらかというと、もしそのゾーンにこだわるのであれば、むしろこれを市街地形成ゾーンなどのＡ、Ｂ、Ｃの３つに分けるのではなくて、むしろ学区別の中でこの地域をこういうふうにしたいという思いを入れた方がわかりやすいのではないかという気がします。

＜委員＞
不躾に伺いたいのですけれども、今年の２月だったと思いますが、22年の10月の国勢調査の県が発表している調査速報値を見てみますと、草津や守山、栗東は大体平均して７から7.5パーセントぐらい人口が増えているのに対し、野洲から東は急速に減っているのです。いわゆる県南部のＪＲ東海道沿線は割合高いのですが、どうして野洲から急に減っているのだろうかという疑問を感じたのです。

そこで、なぜかこの人口の動態が野洲から減っているわけですが、県全体から洞察してみると、人口増の傾向が示す草津や栗東や守山、守山を含めてもいいのですが、草津や栗東に前には新幹線の駅の設置を考えられた時期があったのですが、今その跡地に何か工場が来るような噂を聞いているのでありますが、こういう問題も含めて、野洲市には競争の原理といいますか、そういうものを取り入れて。今資料６で示されている「地

域ごとのめざす姿」と、私なりにその姿を考えてみたのですが、つまり野洲や北野学区は玄関である野洲駅がありますので、駅前の玄関前の整備を中心に考えていくというまちづくり。それから、篠原、祇王は、篠原駅の問題も出ておったのですけれども、あとは８号線、それから新幹線、琵琶湖線が非常に狭いのと、京都から米原の大体中心にあたるというところ、それから土地が非常に安いと。安いと言うと怒られるかもわかりませんが、そういうところもあわせて、あそこに新幹線の駅を持ってくる工夫ができないだろうか。一遍そのことを、この間亡くなられた宇野勝町長の時代に話をしたら、「そんなこと考えるより、もっと違うことを考えた方がええのと違うか。これはわしが考えることや」と言って笑われたことを思い出しているのですけど、それはつけ足しとしまして。

それから、三上学区は、やはり野洲駅から希望が丘へ抜けるような構想をまちづくりに持ってきていただくと。それから、中里、あるいは兵主という旧中主は、分庁舎の問題もありますけども、分庁舎の再利用も含めまして、やはり副都市計画を考えて、うるおいのある自然豊かなまちにしていくと、こういうふうに思うのですけども、それと今の資料６とをあわせながら考えていくと、イメージがいろいろ出るのではないだろうかと思っているのです。

以上です。

＜事務局＞

まず、人口につきましては、確かに速報値、この２月に出た数値で、私も分析をしてみました。その結果、やはり大津、草津、栗東、守山がほぼ同じ増加率で横並び、これが１つのグループと言えるでしょうね。野洲市は地理的には野洲川を挟んで、これらよりも北部地域にあたります。野洲は、守山、栗東、草津と合わせて湖南地域と言っているのですが、やはり人口の推移だけを見たら野洲川で分断されているのかなと。野洲はどちらかというと、東近江とか彦根とか、むしろ野洲川よりも北部のＪＲ沿線の市町とよく似た人口の増加率を示しています。減っているわけではないのですけども。

ただ、草津、守山、栗東、大津で人口が増えている以上、野洲で人口増加の可能性がないかというと、そうではないと思うのですけども、現時点で見たところでは、やはりそういったグループ分けになるのではと考えています。

それと、もう１点、開発余地のある市街化区域というのが、やはり守山、草津、栗東に比べて野洲は圧倒的に少ないというのもあります。それから、圃場整備が非常に進んでいますので、今後、市街化区域を拡大しようと思ってもなかなか難しいといったところで、今後はむしろ市街化区域の中で効率的に利用されてない土地をどうするかといった部分に焦点を絞っていくことになるのではと考えております。

それと、副都市構想につきましても、副都市拠点という言葉はあったのですけれども、ではその中身は何なのかという議論になったときに、行政側も地域住民も、多分具体的に、こういうふうにしていくという目標はなかったように思うのです。だから今回副都市拠点だけではなくて、いろんな位置づけの個別拠点というのは、消す方向で整理し直しているところです。

そういったところで、北部市街地化区域につきましては、今後、広域幹線道路という

道路がすぐ脇を抜ける計画もありますので、そういったこととあわせて再度どういったまちづくりが必要なのかという、その部分の議論の余地を残した位置づけというのが必要ではないかということで、今後基本的には適切な土地利用を促進していくという表現になっています。逆に言えば今回の総合計画の中でこうだと固めてしまうのでなくて、むしろこれからまだ発展をしていく余地がある。その中で、どのような方法で土地利用をしていくのかということの議論をもう一度煮詰めていった方がいいのかなということを考えています。

そういったことで今回、副都市拠点という言葉についてはあえて使わない方向で整理をしたいと思います。

以上です。

＜会長＞

他にご意見・ご質問等いかがでしょうか。地域像、それからゾーン等に関してですがよろしいでしょうか。では、いただきました意見をふまえ、会長としてまとめさせていただきます。

まず、地域像に関してですが、やはり市民懇談会の意見は尊重する必要があるのですが、一定の合意に至るようなプロセスがとられたわけではありません。こういった機会をきっかけとして、例えば、地域ごと学区ごとに多様な地域住民や関係団体等が集まって議論していく中で、地域の将来像を検討していく契機になればという思いはあります。が、懇談会で挙げられた意見や、都市マス等で既に挙がっているものをもって、総合計画の地域像として審議会が現段階で提示するのは無理があります。従前の総合計画でも挙がっていない部分ですし、これまでの議論をふまえまして、地域像については載せないというのが会長としての判断です。

但し、今後こういったことに関する取り組みは、まちづくりにとって重要ですので、これからの地域づくりの課題として申し上げておきたいと思います。

それからもう１点、ゾーン等についての議論です。これに関しては、基本的にはそれが指し示す意味が適切に捉えられていればよいと思うのですが、野洲のまちづくりや土地利用の状況をみていくと、実際、開発を進めていく段階においても、例えば、農用地として圃場整備されたなどの経緯があって、市街化区域編入できない。反面、田園空間が保全されるなど、野洲の土地利用や景観の実状を、ある意味よく表しているとも言えます。機能純化するといっても、市街地の中を水路が巡っていたり田畑が介在していたり伝統的な民家があったりというような形で、モザイク状の空間構成が駅周辺にも存在していて、それがまた地方都市の魅力でもあります。

やはり、あまり明確なゾーンというのは、これからの野洲の土地利用のあり方としてはなじまない。実質的にどういう形で、これからのまちづくりを進めていくか、それを反映できるような形の文面にする方向でまとめたいというのが、会長としての判断です。

＜事務局＞

ゾーン別については、今新たな発想で意見をいただいたなと思います。ゾーンという言葉を使うことによって、ゾーンというのがひとり歩きするという部分もあると思いま

すので、今日初めて出したキャッチコピーみたいな形になるのですけれども、ゾーンという言葉をこうした言葉に置き換えていくことで了承がいただけるのであれば、その方向でもう一度整理をしてみようかなと、思っているところです。

それと、コンパクトについても、先ほどおっしゃったように、拠点としてのといった言葉などで置き換えて、特に意味合いに問題がないとなれば、そういった文面整理を一遍考えてみたいと思います。ただ、すべての「コンパクト」という表現が変えられるかどうかはその前後の関連性がありますが、そうしたことも含めて挑戦してみようかと思います。

それと、１点吉地・西河原の追加、補足なのですけれども、先ほどご説明申し上げたのですが、今後、北部市街化区域に何もしないということではなくて、逆にあそこは広域幹線道路が通ることによって、これからいろんな可能性が考えられる地域かと思っているのですが、現実には、特定保留地域がなくなって市街化の拡大の芽がなくなった。でも、長い目で見たとき、将来的にそれが全くないのかというと、その可能性も残っているし、あるいは一転、広域幹線道路が通ることによって沿道サービス施設という開発の余地がないわけでもない。あるいは、地区計画という手法がないわけでもないけれども、では今すぐにどの方法でするのかということを、ここで確定するのは基本的に無理な状況で、そうした部分を含めて検討の余地を残すという意味での適切な土地利用という表現にしているので、そのあたりはご理解をいただきたいなというように思います。

以上です。

＜委員＞

また議論をもとに戻すようで申しわけないのですけど、私は副都市構想なるものにこだわりがあるのです。なぜかと申しますと、非常に事務方は苦労してその言葉を消されたのですけども、地元は非常にこれにこだわりがあるのです。

副都市という位置づけは、ご存じのように経過からしますと、旧中主町と旧野洲町が合併したときに、かつての中主町の核だったのです。町役場があったりしてね。それが合併によって薄らいでいく。さらにそれに追い打ちをかけるように庁舎が統合された。今、市民サービスセンターというのがありますけどね。

あの周辺の住民には、やはりどうしても旧野洲町中心の行政になっているのではないかという潜在的な思いがあります。それがひっかかっているので、この副都市、という言葉の中身も全然詰まっていませんけどね、これがなくなることについてはもしかすると抵抗があるのではないかと思うのですね。

なぜなら、これまで議会でも例えば財政健全化計画について議員から質問が出ていたのです。この条例の提案は、旧野洲町中心の条例ではないかと。中主町切り捨てではないかというような声があったのですね。最近では、駅前のアサヒビールの跡地についても、あれを市が買い取るという方向で今トップ会談をしていますね。そのときに旧中主町の分庁舎、あれを売ってしまおうかという空気があって、その反動として、分庁舎を売って、その金でアサヒビールの土地を買うのかと。これまた旧野洲町中心の行政ではないかというふうな声が、議員の中であからさまに出ているわけですよ。

ですから、今回この案で、この副都市なるものの文字が消えた場合、一定の理論武装

とフォローを考えておかないと、この答申が出て議会で議論される場合、ひょっとしたらこれがかなり議論を呼ぶのではないかということを私は危惧しているのです。
ただ、私はだから副都市構想なるものを詰めろと言っているのではないです。地元の人も実は何をするか提案すらないのですよ。今まで公募した住民の案の中でも住宅建設が４件あったり、その他いろんな案がありましたけども、ことごとく出た案について、これもダメ、あれもダメと、自分たちが提案しないで出てきたものについてはあれこれ言う。その時間のむだが随分あるわけですね。それについては、もうかなり自治会長、あるいは地元選出の議員もいろいろ疑問を投げかけているのですけども、返ってくる答えはただ分庁舎跡地を売るなという一言なのですね。そこで皆さん停止しているのですね、思考が。旧野洲町中心の行政から、少しでも中主町を活性化する具体的なものは何かということが出てこないのです。
それは非常に悲しいところなのですけども、今言うような危惧は持っていますので、もう少し野洲市全体としてあの地域をどうするかという議論をやっておかないと、切り捨てということが懸念されますので、つけ加えておきたいと思います。

＜委員＞
今の委員のご意見に対して追加したいのですけども、やはり市民の基本となるのは政策軸、つまり私たちが議論している総合計画になっている。これが揺らいだらいけないので、太い糸としては「自然と歴史に彩られた、人が奏でるときめきのまち」ですか、これが自然の環境にあたりますが、こういうことと同時に原点に戻ったシンプルというか、素朴な計画でこれはあると思うのですけれども、どうも中主町の住民から私の耳に入ってくるのは、旧野洲町の議論がほとんど中心で、旧中主の地区は、地方として格差への悲鳴を上げているような声が時々聞こえてくるわけです。いわゆる今まで合併するときは対等合併だと。野洲町は大きいからやろうではないか、これはめでたいことだという声だったのですけれども、今日では、これは吸収合併ではないか、対等ではないではないかということで、非常に揶揄する声が聞こえてくるわけですね。
だから、ひねくれたことを言っているだろうと思うのですけども、どういうふうにそれを献立していくか、収拾していくか、やはり問いただしていきたいと思います。もつれた糸をどのようにほぐしていったらいいのかというのは、私自身も答えに迷うわけですけども、なかなかそういう声を聞いて、幹線道路もつくので希望は捨ててないのだけれども、最後はやはりシンクタンクと言われる行政の羅針盤に頼らなければならないと思うのです。そういう経験も研究も情報量も早く入る行政なればこそ答えが出せると思います。
その辺のことを、市民サイドの意見も十分聞いていただきながら、最後の意思決定は市長になるわけですが、そういうことを念頭に置いて、融和的なまちづくりができるような方向性を見出していただきたい、こういうように希望します。
以上です。

＜事務局＞
副都市については、いずれにしてももう少し時間をかけて、きちんと議論を積み上げ

ていく必要があるのかなというのは思っております。今回の位置づけについては、内部でも議論はしていたのですが、当初はどちらかというと住宅系のいわゆる居住機能の充実というようなことも想定していました。しかし客観的に考えたときに、西河原・吉地地域は既に生活機能が充実している。むしろ野洲市内では一番コンパクトにその機能が充実している地域でもあるのですね。そこであえてさらに住宅機能、生活機能の充実といった場合に、では何が想定されるのかというと、そこもまた行き詰まってしまうというようなこともあって、いろんなことを考えていました。

旧野洲の市街地がどちらかというとＪＲ、公共交通を中心とした市街地を形成しているのに対して、西河原・吉地はやはり北部の中心地になってきます。今後、広域幹線道路が完成して通ったときには、自家用車を使った移動の中心地になってくるという想定があって、そうした意味では、次に郊外型都市というのも想定をしていたのですけれども、ただ、今の段階でそれを出すのも時期尚早ではないかということもあって、あえてその表現は避けています。

今後いろんな面で可能性が非常に高い地域であり、今ここで急いで答えを出してしまうというのもどうかということで、できるだけ将来に向けた議論の余地、あるいは可能性を残した形で計画的に議論をしていけたらなということが今の思いであります。

以上です。

＜会長＞

今、委員さんがおっしゃったように、実際のところ、何をどういう形でやるのかというのが上がってきていない状況です。地域において一定の合意とか意見の積み上げが出てくる中で、こういう機能が必要だ、それは中主に限らず三上であっても篠原であっても、例えば、これから高齢化が進んでいく中で少なくともこういう機能については地域に必要なんだというような検討を地域ですることが求められていると思います。しかし今、ここで副都市とか拠点という文言を残したとして、具体的に何をするというのがないということではないでしょうか、事務局としてはどうですか。

＜事務局＞

副都市については、そもそも副都市という言葉の定義がはっきりとしていないので、何をもって副都市とするのかという問題があります。例えば、行政機能の配置というのであれば、せっかく一本化した行政機能を今からまた２分割するということが、野洲市全体を見たときに本当にいいのかどうかというのもありますし、もっと長い目で見たときには、野洲市役所がいつまでも今の場所にあるかどうかという議論もありえる。10年先、20年先には移転の可能性があるかもしれないといったことを考えていったときに、あくまで副都市という位置づけにこだわるかどうかの判断が必要ではないかと。それと先ほど郊外型と言いましたけども、広域幹線道路も今はまだ計画があるだけで、平成26年には守山市内まで通じて、そこから先、いよいよ野洲市内のどこを通るかが確定していくわけで、それはちょうどこの総合計画の計画期間が終わる平成30年ごろにその全容が見えてくるというような状況になります。だから、そうしたタイミングでこの計画期間中に西河原・吉地地域をどういう位置づけにしていくのかということを、この計画の

中で議論していくべきではないかというのが、率直な思いです。それを表現していこうと思うと、今後変化していく状況や周辺環境に応じて「適切な土地利用を促進していく」というような文言になるというのが答えなのですが。

＜会長＞

今日のご議論もふまえ現状としては、この案の形でまとめさせていただきたいと思います。最終、ご意見等ございましたら、また書面で上げていただきたいと思います。

そうしましたら、地域像とゾーン、第５章等については、先ほど会長として申し上げた方向で進めさせていただきます。その他、審議事項１に関して、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

＜委員＞

５ページ、「子育て・教育・人権」の丸２つ目、「地域社会の希薄化に伴い」云々のところで、真ん中あたりに「生きる力」や「思いやりの心」、そしてまた「学ぶ力」とあります。思いやりとかやさしさという言葉が結構出てくるのですね。こういった地域社会の希薄化に対し、思いやりの心だけで社会的によくなっていくのかなと。確かに生きる力をつけるということは大事なことですし、学ぶ力も大事なことですが。

私はこの場合、思いやりの心というより、やはり社会性を持った、そうした教育がいいのではないかと思うわけです。思いやりではなかなか解決しないのではないかと思います。ですから、すぐ思いやりの心、やさしさという言葉が出てくることをいつも懸念するのです。行政がこういうことを言うときには、私はいつも用心するのですね。具体的に社会性なら社会性とつけた方がいいのではないかと思っております。

そして、切れ目のない子育て支援を推進していく。つまり現代の、これは大人も子どももですけれど、社会性というのがなくなってきている。我さえよければいいという風潮が出てきていますので、思いやりの心だけでいいのかと懸念しています。

それから、５ページの一番下の段、先ほど修正していただきましてありがとうございます。ただ、「人権問題の解消に向けた」とありますが、「解消」という言葉に私はひっかかっているのです。また６ページの上から２つ目の丸にも「差別問題は今も残っており、部落差別の解消」とあります。きれいに無くしていくということではなくて、もっと積極的､具体的に差別をなくすための取り組みをしていくということが大事なのです。「部落差別問題の解消」という文言の後に「あらゆる差別の撤廃をめざす取り組み」とある一方で、部落差別は「解消」できると書かれている。部落差別も「撤廃」と言う言葉であらゆる差別の撤廃と強く言い切っていかないといけないのではないかと思います。この辺は文言を整理してほしいと思っています。

それから、真ん中辺に原子力発電所、当初、原子力発電所の云々と申し上げました。「万が一の事故に対して速やかに対応できる備えが求められます」で終わっていますので、今後どうするかというのがわかりませんね。検討が難しく、なかなかできませんけれど、福島で起こっていることを具体的に考えていきますと、やはりこれはものすごく大事な問題だなと思います。

今のところ、それだけ申し上げておきます。後でまた思いやりとかやさしさという部

分で発言させていただきます。

＜会長＞
いかがでしょうか。「思いやりの心」の部分に関しては、道徳的なニュアンスだけでなく、もう少し具体的に行政施策としてどうしていくのかという方向を示した方がよいということだと思いますが。あと、２つ目に関しては、今おっしゃられたような形での調整は可能かと思いますが。

＜事務局＞
例えば、「解消」という言葉に対して、もっと強い意味合いを求められるのか。

＜委員＞
だから、あらゆる差別の撤廃というのが、なくすしか言いようがないのです。「解消」という文言が表すように消えてなくなる、勝手になくなるということはなく、やはり積極的に無くしていくという表現にした方がよい。

＜事務局＞
先の話なのですけど、第６章でも「解消」という言葉は。

＜委員＞
いっぱい使っているから。そのあたりもまた後ほど。

＜会長＞
部会でもご議論のあったところと思いますので、そことの調整をはかって適切な表現にしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
あと、原子力発電所の関連については、具体的にどこまで踏み込めるかが判断に困るところですが。

＜事務局＞
この部分は課題提起の部分なので、あえてそこで止めています。

＜会長＞
頭出しは少なくともさせていただいたという判断で、まとめさせていただくということでよろしいでしょうか。
その他、ご意見等ございましたらお願いします。

＜委員＞
３点ほどあります。
１つは、土地利用にかかわるところで、４ページの下の「（３）土地利用と産業」のあたり、それからもう１つ、９ページの「２．土地利用の方向性（１）土地利用の基本方

針」というところにかかわるのですけれども、第３回の全体会で私ではなくて違う委員がおっしゃったことなのですが、よく出てくる４ページの例でいくと、下から４行目の真ん中あたり、「土地の効率的な利用」と出ていますね、それから「集積」という表現がこの４ページと９ページには何カ所か出てくるのですけども、効率的というより、もっと調和とか均衡とかというのを大事にしたいなという意見を第３回の全体会で他の委員が仰って、私もそうだなと思いました。

それで、「土地の効率的な利用」というのはもう何カ所も出てくるのですけども、効率的ってどうなのだろう、非効率なことをあまりにもやっているから効率的にやりなさいという、そういうアプローチが一時もてはやされたというか、そういうことがあったような気もしますけれども、例えば空き部屋がないように効率的にしようと思ったら、とにかく空き部屋を埋めるという形になると思うのですが、表現を変えて、例えば有効な利用の仕方をしようとすれば、何でもいいから空き部屋を埋めようというわけにはいかないという形になると思うのですね。

ですから、この「効率的な」という言葉を「有効な」という言葉に置き換えてはいかがでしょう。それから集積というとギュッと集めるという感じなのですけど、それを充実という言葉に置き換えたりすることで、もう少しこの物事に取り組む方向性が少し違う形になるかなと思っています。

ですので、４ページ下の（３）のところと、９ページの（１）のあたりの効率的なというのを有効な、それから集積を充実という形で、表現を変えていただけるとありがたいかなと思っています。それが１点。

それから２点目、これは７ページです。７ページの「（５）都市基盤」というところの１つ目の丸の３行目、「今後景観に配慮しながらも、都市機能や市民活動拠点機能の」、ここも「集積」というのを「充実」に変えたいのです。また、景観という言葉が出てくると、例えば経済的発展とか利便性とか、あるいはまちづくりとかに反するもの、あるいは反するまではいかないけど、別個のものと捉えられる表現があって、ここだけではなくてほかにもあったような気がするのですけど、そういうふうに表現されることが、この総合計画の中ではあるように思います。

そうではなく、景観に気を配って、あるいは景観が進んでいる自治体で、例えば経済的に落ち込んでしまうなんてことはむしろないのではないかなと思うのですね。景観がすばらしい町はにぎわっていますよね、どちらかというと。近江八幡はそうですし、京都市もそうですね。伊勢市もそうですし。あれは景観に配慮したらお客さんが増えたのですね。

ということで、ここはやはり「今後景観に配慮しながらも」は、ここを変えます。「今後美しい都市景観の形成としても」です。ですから、都市景観を形成すれば、当然都市機能や市民活動拠点の機能の充実とか、それから有効な土地利用に向けた取り組みや、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要ですという形で、プラスに作用するよという表現に変えてもらえたらなと思います。ほかにも何カ所かあったと思いますが、今はここだけピックアップしておきます。

それから、３つ目は１ページ目です。１ページ目の「１．計画策定の趣旨と目的」の第２段落、「しかし」からの２行目と、第３段落の「その結果」というところなのですけ

ど、ざっと読みますと、「しかし、現行の計画では、現状に対する認識や、めざすべき将来像の具体化が十分ではなく、市民が安心して豊かに暮らせるまちにするための道筋を、市民の皆さんと共有できていませんでした。その結果、急激な社会経済情勢の変化などに対応しきれず、多くの課題が生じていました」とあります。なぜ今回計画の見直しをするのかという動機といいますか、原因を述べていて、この理由は何回も聞いて、その都度、「そうだな」と思いながらも、「そうかな」とも思います。

何が「そうかな」と疑問に思うかというと、現行総合計画の策定に当たっては、私は一市民でしかなく、委員ではなかったのですけれども、傍聴しており、あるいはパブリックコメントでは意見を熱心に寄せたりしたのですけれども、合併したての野洲市において、かなり熱意を持って策定に取り組んでいらした。それで、これができ上がっていて、我々もこれを土台にしているのですよね。だから、ここまで言い切ってしまっていいのかなと。もう少し第一次野洲市総合計画の策定者に敬意をあらわしてもいいのではないかと。「市民の皆さんと共有できていませんでした」と断言しているのですけど、では今我々は共有できているのかといったら、まだできてないと思うし、それから道筋を示せていなかったとありますが、これは大変労力をかけて策定してくださっていて、材料豊かなものを用意するとなっているのですけど、そこはやはり少し表現なり、そして合併したてだという事情もあってという、そういうところをもう少し敬意を持って表現をしなければいけないのと違うかなというのが３点目でございます。

＜会長＞

ありがとうございます。以上３点、いかがでしょうか。

＜事務局＞

「効率的な」についてなのですけど、例えば４ページ、今おっしゃった下から４行目の「効率的な利用が図られていなかった」、これは課題提起の部分での効率的で、実際の対応としてはその下の行ですね、「有効活用が今後の課題といえます」ということで、「有効」という言葉に置き換えています。

同じく９ページについても、「地域の特性に応じた土地利用と課題」のところの一番下から、この文章の下から５行目、「本来の土地利用目的に応じた有効な活用が図られるよう」と、ここも「有効」としてありますので、特に問題はないのではと思います。

＜委員＞

９ページの①の１行目、「都市部における土地利用の効率化」、ここは課題ではないですよね。

直してくださっているところもありました。ただ、漏れもあったということで。

＜事務局＞

先ほど置き換えの文言で「美しい都市景観の」というのは。

＜委員＞

「美しい都市景観の形成としても」ですね。「今後景観に配慮しながらも」というところを、「今後美しい都市景観の形成としても、都市機能や市民活動拠点機能の集積など」、ここも有効ですね、「有効な土地利用に向けた取り組みや、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」。ですから、この「美しい都市景観の形成としても」がどこにかかってくるかというと、文末です。「新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」です。だから、「美しい都市景観の形成としても、新しい都市拠点整備に向けた検討が必要です」となるわけです。

＜事務局＞
それは、「今後景観に配慮しながらも」という部分をこれに置き換えると。

＜委員＞
そのようにしていただきたい。

＜事務局＞
この部分は皆さん異存がなければ、ご異議がなければそれで。

＜会長＞
ここは当初、私も申し上げましたが、そのままになっていますね。「配慮しながらも」では、逆接というか対立概念になってしまう。そうではなくて、やはりこれからの都市整備では、それらは両立していかなければならないものなので。

＜事務局＞
あと、最初の計画策定の趣旨と目的については、むしろ皆さんのご意見としてはどうなのでしょうか。そのあたりの確認だけお願いいたします。

＜会長＞
他の委員さん、ご意見等ございますでしょうか。

＜委員＞
私はこれでいいと思いますね。見直しの視点がはっきりしていますから、この方がいいと思いますね。

＜会長＞
その他、ご意見等いかがでしょうか。

＜委員＞
この現行計画の委員をされたという経緯があって、これで見やすくていいのではないですかと言われたら、私は傍聴人でしかなかったので、そうですかと言うしかないのですが、例えば「市民が安心して豊かに暮らせるまちにするための道筋を共有できていま

せんでした」と断言できるだろうか。

<委員>
私も第一次のときのメンバーではありませんけれども、傍聴も何回も行きました。それと、私は勉強会を行っているのですが、そのメンバーで第一次の審議会のメンバーが３人いるのですね。そういう方々にこの第一次案をつくったときの経過を聞いてみたのです。そうしますと、感想として出てきたのは、かなり著名なコンサルが入って、ほとんどの文言をつくって、それの読み合わせになったと。審議会はそういう状況だったと聞いているのです。
ですから、共有という点では確かにありませんが、答申とか審議会の答えが市民にどこまで浸透するかというのはこれからの課題なのですが、第一次のときの審議会の状況はそういうことだと聞いておりますので、やはり無理なのかなという感じを受けておりました。そういう第一次のメンバーの意見がありましたので、つけ加えておきます。

<会長>
尊重はしつつも、これからの取り組みをしっかりしたものにしていく意味も込めてということで、表現の修正は確認するとして基本的なトーンはこういう形でいこうと思いますが、よろしいでしょうか。
その他、第１章から第５章までについて、いかがでしょうか。

<委員>
ひっかかった点が１点あります。５ページ目、先ほど子育て・教育・人権の話が出ました。その子育ての丸の３つ目、ここで「保育所・幼稚園といった現行の制度にとらわれない、子どもを主体とした修学前教育や保育の充実」ということになっているのですが、こども園というのは、これはあえて避けたのですか。というのは、まだ国政レベルでも流動的だからということで避けたのか。ただし、野洲市にも既にありますよね。だから、このことをもう明確につけた方がいいのではないかなと思いましたけど。

<事務局>
あえて避けたということではないのですが、取り組みの中でこども園の概念が出てきますので、それに対応した課題提起ということで、なぜ今こども園に取り組んでいかなければならないのかということを取りあげています。これは部門別計画で、幼保一元化計画というのがつくられているところなのですけど、その中で取り込まれている概念をここへ出してきたということです。

<会長>
その１つとして、こども園を指していると。

<事務局>
はい。もちろんこども園についても、既に篠原が開園していますけど、これからまだ

さらに取り組みを進めていく途上ですので、総合計画の中に位置づける意味で、課題提起をさせていただいているということです。

＜会長＞
　その他、第１章から第５章について、いかがでしょうか。

＜委員＞
　先ほどの計画策定の現総合計画についてこれでいいのかということで、これでいいというご意見で皆さんがそれでいいと言うなら、それでいいのですけど、ただやはり申し上げておきたいことは言っておかないと私の気も済まないので、申し上げておくと、こういう総合計画とか何でもそうですが、コンサルが入ることはまあ多いですよね。コンサルが入っていること、イコール共有できてないかというと、私はそうではないと思うのですね。もしコンサルが入ったために共有できない総合計画になっていますよというのでしたら、これを土台にできないということになってしまいますので、一から書き直しということになってしまうので、そうではないと。コンサルは通っているけれども、それなりに盛り込まれた総合計画にはなっているのではないかということですね。
　ですから、コンサル任せだったからどうかということを取り上げて一部の元委員が仰っているから、全く共有できていないという形にするのは、行き過ぎかなという気がします。
　それと、第３段落目の「その結果、急激な社会経済情勢の変化などに対応しきれず、多くの課題が生じていました」と。ではこれ、総合計画のせいですかとなってしまうぐらいですね。その結果というのは、その上の段落を受けていると思うのでね。それも言い過ぎかなという感じはします。ただ、このままでいいというご意見で皆さんが賛同されるなら、それ以上は申し上げません。

＜会長＞
　今の「その結果」は必ずしも順接していませんね、そこは直しましょう。その他、対応関係等を確認して整理していただければと思います。
　その他、よろしいでしょうか。第１章から第５章について、最終確認はいたしますが、ご意見・ご議論としてはこれでよろしければ、次の審議事項に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

②総合計画見直し案（第6章まちづくりの基本目標1～5）について
＜会長＞
　そうしましたら、審議事項の２番目、第６章について事務局からお願いします。

＜事務局＞
　では、続きまして審議事項の２番目です。第６章、基本目標の１から５について説明申し上げます。これにつきましては、基本的にそれぞれの部会で一旦ご議論いただいた結果についての報告というような形になると思いますので、できるだけ簡潔に説明して

まいりたいと思います。資料につきましては、同じ資料２の11ページ以降になります。
現在、この部分につきましては、市の各担当部局との調整も並行して行っていまして、本日いただきました意見と合わせて次回までに最終案としてまとめていければと思っております。
まず、６章全般を通じましては、それぞれの基本目標に、前回の審議会のときには入っておりませんでしたが、基本目標全体に対する導入文章を追加させていただいております。それから、関連する基本事業とか、関連する分野別計画につきましては、部会の議論を通じまして、随時調整、追加等をさせていただいております。
それから、これは部会が終わってからもう一度事務局の中で整理させていただいたのですが、それぞれの施策の中にある基本認識というところで、実は何カ所か「具体的には」という一文から始まる文章があったのですけれども、この文をよくよく読んでみますと、結果としてそれぞれの基本事業のところで出てきている事業内容をそのまま載せているだけで重複している部分でしたので、この部分につきましては事務局の判断で削除をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。
それでは、11ページ、基本目標１「豊かな人間性をはぐくむまち」ですけれども、この中の12ページ、施策１につきましては、今回特に大きな変更はしておりません。14ページ、施策２「青少年の健全育成」の基本認識につきましては、「具体的には」以降の部分が基本事業と重複しておりましたので、削除しております。
それから、今回部会での議論では特に問題になっていなかったのですけれども、14ページの下、「非行の防止と青少年の保護」というところで、保護という文言についてはその意味合いがもう一つはっきりしない、あるいはとり方によっては青少年を拘束してしまうようなとり方もできるのではないかなということで、教育委員会でもう一度検討してみたいということで預かりになっております。
それから、施策３「学校教育の充実」と施策４「生涯学習・生涯スポーツの推進」については、前回第５回の資料から特に大きな変更はしておりません。
それから、18ページ、施策５「人権の尊重と恒久平和の実現」ですが、これについてはいろんな議論をいただきまして、まず18ページ中ほど、基本事業１「人権擁護のまちづくりの推進」というところにつきましては、これが人権施策の最も基本となる部分ということで、あらゆる差別への対応ということや、あるいは社会の大きな変化の中で新たに発生してくる人権侵害への対応といった概念を追加しております。
それから、19ページの１行目、部落問題の解消につきまして、これは先ほどもご意見をいただいておりましたけれども、まず表題、もともとは同和問題の解決としていたのですが、同和という行政用語につきましては馴染みにくいということで、少なくとも表題の部分については一般的な用語に置き換えて「部落差別問題の解消」と文言を変更させていただいております。それから、総括文章につきましても、前回、同和行政の終結、あるいは同和行政が必要ない社会をめざすといった部分に重点を置いた表現になっていましたけど、この部分を全体的に修正させていただいております。
それから、もう一つ、同和行政の終結につきましては、これは分野別計画の中で位置づけていくべきであろうというふうなご意見がありまして、最終的に総合計画の中では、部落差別のない社会の実現をめざすという大きな方向性だけでとどめるような形で修正

をさせていただいております。
　それから、基本事業４「男女共同参画の推進」につきましては、もともと参加機会の均等や公平性の確保ということを述べていたのですけど、それだけではなくて、当面の間については積極的な改善措置についても取り組んでいくといった概念を追加しております。
　それから、20ページ、施策６については、今回大きな修正はございませんでした。
　21ページ、基本目標２「人とひとが支え合う安心なまち」ということで、この章については全体的に細かい文言表記の変更というのをしております。
　22ページ、施策１「健康づくりの推進」につきましては、基本認識において文面全体を整理させていただいたのと、それから「具体的には」以降の文言があったのですけれども、その部分については基本事業ですべて述べられているということから、削除しております。
　それから、今回新たに自殺についての概念をつけ加えております。施策２「市民の健康課題に応じた健康づくりの推進」のところの想定される主な取り組みの下２つがそれぞれ自殺に関する表記になっているのですけれども、これはこの表記でいいのかというのが内部的にまだ議論がありまして、ここについても再度担当課で検討していただいているところであります。
　上へ戻りますけれども、基本事業１「健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進」につきましては、地域医療のあり方について市民と行政が情報共有のできる場の確保といった概念を追加させていただいております。
　24ページ、施策２「高齢者福祉の充実」、ここにつきましても基本認識の中に「具体的には～」以降の文言がございました。この分につきましても重複をしていたので、今回削除しております。
　25ページ、高齢者福祉の充実の中の基本事業３の主な取り組みの中に、認知症サポーターを養成するキャラバンメイトについて、新たに追加させていただきました。
　26ページ、施策３「障がい者福祉の充実」については、特に大きな変更はしていません。
　28ページ、施策４「地域福祉基盤の充実」についても大きな変更はしていませんけれども、28ページの中ほど「相互扶助の意識啓発」のところで、民生児童委員の活動について追加させていただいております。
　30ページ、施策５「低所得者福祉の推進」につきましては、生活保護制度の適正な運営についての観点を追加させていただいております。
　この中で基本認識のところ、最後のところですね、「また、」が２回続いております。下の「また、社会保障制度の公平で安定した運用に向けて」という部分は、実は基本事業２「社会保障制度についての意識啓発」というところに出てきますので、下の「また、社会保障制度」から始まる一文は削除しまして、上の「また、公平性・公正性の観点から、生活保護の適正な制度運営が求められています」の「制度運営」の後に、「制度運営や社会保障制度の安定した運用が求められています」という形で、課題提起の表現に修正させていただきたいと思います。
　それで、もともとあった一番下の「また、」の部分につきましては基本事業２「社会保

障制度についての意識啓発」のところで、「社会保障制度を安定して運用していくために市民の意識啓発を推進します」と、ここで定義づけていくということで、整理させていただきたいと思います。

31ページ、施策６「防火・防災対策の強化」、この基本認識のところで、防災対策と防火対策について文章が混在しておりましたので、防災と防火に分けて、内容的には変わらないように、もう一度全体を整理し直しております。

それから、実はここの基本事業１のところで、もともと「市民との協働による適切な河川管理」、つまり河川愛護活動についての内容が書かれていたのですけれども、担当課と協議した結果、河川愛護活動につきましては防災対策というよりはむしろ環境対策の効果が大きいのではないかということもございまして、防災対策からは河川愛護を抜きまして、後ほど出てきます環境のところに追加させていただきました。

32ページ、施策７「市民生活の安全性の確保」のところですけれども、これにつきましては、33ページ、基本事業４の主な取り組みのところで、市民懇談会の中の意見として出されておりました通学路の安全確保という概念を追加させていただいております。

次に34ページ、基本目標３「地域を支える活力を生むまち」です。この中の施策１、35ページです。「商工業の振興」というところで、基本事業２、地域との連携の強化において、もともと主な取り組みを２件例示していました。主に企業と地域住民との相互理解とか交流といったことを書いていたのですけれども、２件とも基本的に類似の内容でしたので、１本に整理をさせていただいております。あと、文言の微修正等を全体に行いました。

37ページ、施策２、３につきましては、今回特に大きな変更はしておりません。ただ、施策３、39ページですね、「地域資源を活かした観光の振興」の「活かした」が活力の「活」になっておりますので、ここは「生」という字に修正をしていきたいと思っております。

41ページ、施策４「就労支援と勤労者福祉の充実」ということで、この中の基本認識、それから施策４のところで一部、現在市で取り組んでおりますパーソナルサポート事業というのがあるのですけれども、その概念を追加させていただいております。要は、就労意欲があってもいろんな問題から就労できない方たちへの対策、そのための施策としていわゆる寄り添い型、伴走型と言われる個別支援の展開といった概念をつけ加えさせていただきました。

42ページになりますけれども、基本事業３の取り組みの中に、これはもともと人権のところで出ていた意見でもあったのですが、男女共同参画の推進と関連をいたしまして、ワーク・ライフ・バランスの促進を追加させていただいております。

43ページ、「美しい風土を守り育てるまち」、基本目標４ですね。ここの次のページ、44ページ、施策１「ふるさとの景観の保全と創出」ということで、この部分につきましては現在、市で景観計画の策定をされております。こういったことから、景観計画での議論との整合を図りながら、全体的に文言の整理を図った次第であります。

また、結構固有名詞が出ていたのですけれども、固有名詞につきましては最小限になるように整理をさせていただきました。

それから、基本事業１の中に、市民懇談会の意見として幾つかの地域から出ていたのですけれども、「蛍の住む川」といった表現を追加させていただいております。

基本事業２、「地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出」というところで、ここで駅前の持つホスピタリティ機能について追加させていただいております。

45ページ、施策２「地域環境の保全と創造」につきましては、これも全体的にまず文言の整理をさせていただいております。それから、先ほど防災対策の中で説明をさせていただいた河川愛護の概念ですね。市民との協働による河川の維持管理を基本事業１のところに追加させていただいております。

47ページです。施策３「温暖化対策への取り組み」ということで、この部分につきましても全体的に文言の整理をしております。それから、表題につきまして、もともとは「低炭素社会への取り組み」となっておったのですけれども、「低炭素社会への取り組み」というのは、非常に意味合いとしてはピンポイントというか幅が狭いというご意見もございまして、「温暖化対策への取り組み」ということで、もう少し広い視野での取り組みの表題に変えさせてもらっています。

また、ここと次の章に出てくるのですけれども、「ＢＤＦ」という略称を使っていたのを「バイオディーゼル燃料」という平易な表現に変えております。

それともう一つ、「新エネルギー」という表記があったのですけれども、これにつきましても「再生可能エネルギー」という表現に変えております。というのは、新エネルギー自体が再生可能エネルギーの中に含まれるものであって、なおかつ新エネルギーというのは国の制度の中で定義づけられている名称という意味合いもございますので、再生可能エネルギーという言葉に置き換えをさせていただきました。

49ページ、施策４につきましては、全体に文言の整理が中心になっています。それと、ここも「ＢＤＦ」という言葉が出ておりましたので、「バイオディーゼル燃料」に置き換えをしております。

51ページ、施策５「歴史的遺産や文化の保護・継承」につきましても、大きな変更はございません。基本事業２において、産業遺産の再発見や活用といった概念を追加しております。

52ページ以降、基本目標の５「うるおいとにぎわいのある快適なまち」ということで、この中で53ページ、「均衡ある土地利用の推進」につきましては、まずこちらも全体的に文言の整理を行っております。

その中で、基本事業２では、野洲駅周辺整備の部分で、庭園的都市の概念というのを追加しております。これにつきましては基本認識の中でも庭園的都市空間という概念の説明をさせていただいております。それから、先ほども議論になっておりましたけれども、北部市街化地域における位置づけというのを修正させていただきました。

54ページです。道路ネットワークの整備、こちらも全体に文言を整理しながら、基本認識のところで、ここは「具体的には」ではなくて、「そのために～」という文言で始まる文章があったのですけれども、これも基本事業と基本的には重複をした内容になっておりましたので、削除させていただいております。

それと、部会の中では議論がなく、その後出てきたのですけれども、実は基本事業１の中に鉄道線路の円滑な横断路確保という、いわゆる鉄道路線をまたぐ、あるいはくぐる道路の整備といった概念を入れさせていただいておりました。これは現行計画の中にも位置づけられていたのですけれども、担当課に確認したところ、基本的には鉄道線路

の横断については、既にほぼ計画どおり整備が進んでおりまして、今後さらに鉄道を横断する道路を建設するのは現実的に難しいだろうということでしたので、この計画の中からは削除させていただきました。

それと、基本事業２のところで、「人と景観を大切にする舗装」ということで、その概念を追加させていただいております。

55ページ、施策３ですね。「公共交通の利便性の向上」の中で、ここも全体的に文言を整理しながら、あと基本事業の１に、「公共交通網の充実」というところで、市民参画の概念というのを追加させていただいております。

施策４「快適な居住環境の確保」、56ページですけれども、ここはもともと基本事業を３つ提案させていただいておりましたのですけれども、そもそも論として良好な住宅供給を促進するという概念が抜けておりました。それで、基本事業の３として、「良好な住宅供給の促進」という表題で追加をさせていただいております。

以上が、３回の部会審議を受けて、前回お配りをした資料から修正を加えている部分の概要でした。

＜会長＞

ありがとうございました。これまでの部会審議をふまえて、今回お示しいたしました。他部会を含めて、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

＜委員＞

21ページ、「人とひとが支え合う安心なまち」、これの１行目に「市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、いきいきと輝くために」というところ、ここでまた「思いやりの心をもって」とあります。ここの「思いやり」も削除していいと思うのですよ。「思いやりの心」が出てきて、穿った見方をしますと、施策が具体的に施行できないときに、「市民がしっかり思いやりの心を持たないからダメなんです」となるのではないかと思います。

こういうところはずばり、市の責任、責務としてですね。思いやりの心を誰が持つのか。私たちなのか。市が私たちに対して持っているのか。そうではなく、私たちが、市民が思いやりの心をもって、お互いに向き合いましょうということですね。

それで、施策ができないというのは、あなた方がしっかり思いやりの心をもってやらないからできないのですよということになるのではないかと思います。ですから、行政があまりこういう言い方をするとものすごく敏感に感じます。これが第１点、「思いやりの心をもって」というのは要らないと思います。

戻っていただいて、15ページ、私は当初いじめのことを申し上げたと思うのですけれど、いじめのことが15ページの②の主な取り組みの２つ目に、「人権教育の充実といじめや差別を許さない実践力の育成」、ここで初めて出てくるわけです。いじめが発生するクラス、すべてのクラスにいじめがあるとも言われますけれども、やはり陰湿ないじめが起こり得るのは、大変失礼ですけれども、先生の指導力というのかな、いじめに対する認識がしっかりしないと、やはり陰湿ないじめが長く続くということになります。ですので、教職員の意識や指導力の向上、これは本当にいじめの部分をしっかり先生自身も勉強していかないといかんし、そしていじめについては本当に人権教育としてきっちり

位置づけて取り組まないといけないと思います。
　ところが、聞くところによりますと、学校で具体的に人権教育の時間がどれだけ持たれているのかと。ほとんどないようにも聞いています。ですから、この文言はですね、人権教育の充実ということが学校教育の中でどれだけ保障されているのかなというところが大きな課題であると思います。これは教師並びに保護者の皆さんもですね。やはり皆さんが本当に生き生きできるための、生き生き学校生活が送れるように、やはりいじめということは徹底して取り組んでほしいなと思います。
　19ページ、先ほど一番上にあった部落差別問題の解消。当初は同和問題の解決。「えっ、そんな一足飛びに解決ができるの」ということで疑問を呈しました。それで、今回は部落差別問題の解消となっています。「解消」とあるが、放っておいてなくなるのか。やはり積極的に皆さんが考え行動し、差別をなくすという思いがしっかりしてこないと、なかなかそう簡単になくなるものではないと思います。部落問題だけではなくて、あらゆる差別がそうであると思っています。
　したがって、ここも本当に解消できるのかと、疑問に思っていて、いまだにどういう言葉がいいか、撤廃がいいのか未だに迷っています。それで、想定される主な取り組みの中には忌避意識の解消とありますが、放っておいたってなくなるものでもないのですね。やはりそうしたことはきっちり啓発・研修をしていかないといけないところではないかなと思います。
　次に、男女共同参画の推進。「男女が社会の対等な構成員として」、ここの文言はいいのですが、このすべての資料の中で「女性差別の撤廃」というふうなことが一言も出てこないのです。このことを追いやっておいて、男女共同参画ができるわけがないと私は思っています。
　これ、女性のご意見を聞かんとあかんのですけれど、本当に何で女性差別の問題が出てこないのだと。すごく差別されても気づいておられないのかどうか知りませんけれど、その辺のところ、ご意見を伺いたいなと思います。女性差別の問題、本当にしっかり撤廃するぐらい強く求めていかないと男女共同参画はできないと思っております。
　それから、24ページ、高齢者福祉の充実、その下ですね、②の主な取り組みに「高齢者にやさしい社会環境を整えるためのバリアフリー化」とあり、一見もっともらしいです。ですが、私も高齢者ですけど、別にやさしくしてもらわないで結構です。高齢者が生きやすい社会環境を整えてもらうこと。具体的に高齢者が生きやすい社会環境を整えてくださいと。それが結果的にはやさしさになっていくわけで、ここで頭からやさしくしてもらわなくて結構。その上で、この言葉がやはり高齢者が生きやすいとかね、きっちりした文言でやってほしい。「やさしい」って、何がやさしいのか、やさしいだけで済む問題ではないと思います。
　25ページ、先ほど認知症、キャラバンメイトのことを仰っていただきまして、私も介護者家族の会からこの審議会に寄せてもらっております。介護者家族の会、今本当に大変です。相談、いろんな思いを持って来られる方々、月に一度懇談会をしていますけれども、間もなく月に二度にする予定でおります。それほど認知症で悩んでおられる方々がたくさんおられます。
　認知症につきましては、本当にそう簡単に、介護されている中で急には理解できない

部分がありますので、いざというときのために、早くから、本当に早くから介護や認知症のことについて学んでおいてくださいねということを申し上げているのですけど、なかなかそのときになるまで研修あるいは勉強することはできません。

早期発見もさることながら、その疾患についてしっかりと学び合っていく。そのために私たちも頑張っているのですけれど、この中で介護者家族の会への支援もできれば入れてほしいなと。今後すごく大事な分野だと思います。そして今後、介護者家族の支援、サポートできる人をたくさん増やしていかないと、これからますます大変な時代になっていくのではないかなと思います。

それから、26ページの真ん中より下の②、ここでもやはり「障がい者にやさしく、外出しやすいバリアフリー化の促進」と書いています。これを「障がい者が自由に行動できるためのバリアフリー化の促進」としてはどうか、この方が具体的です。「やさしい」とはどういうことか。これを障がい者が読んだら怒ります。「別にやさしくしてもらわなくてもいい。私が生きやすいようにしてくれ」というのが障がい者の思いです。ですから、こういう「やさしい」とか「思いやり」とかいう言葉に私たちはものすごく用心します。

まとめて言いましたので、以上かなと思います。簡単に申し上げましたので、またよろしくお願いいたします。

＜会長＞

ありがとうございます。いかがでしょうか。

修正できる部分は事務局で直していただきますが、もし確認すべき事項等がありましたら。

＜事務局＞

１点だけ説明させていただきますが、男女共同参画のところですね。19ページ。女性差別のことが書かれていないというご指摘だったのですけども、まず基本的には、人権擁護のまちづくりの推進の中の、人権問題への取り組みという中で、すべての差別に対する取り組みが含まれているという前提になっているのですけれども、あえて部落差別問題と男女共同参画についてのみ別に頭出しをしている。

その理由なのですけれども、まず部落差別問題については、今その終息に向けて取り組みをしている過渡期であるというのと、それから行政としての取り組みが他の人権問題とはアプローチや、今までの経過等といった点で異なっているということがありまして、今回あえて別立てにしています。

ただ、現行計画では施策レベルで分かれていたのですけれども、施策としては人権の尊重と恒久平和の実現という、１本にさせていただき、その中で頭出しをさせていただいたというのが１点。

それから、男女共同参画の推進については、女性差別の解消、撤廃というのを無視しているわけではなくて、それについては人権という中で取り組んでいくと。ただ、男女共同参画という切り口で見たときに、これが人権という話だけではなくて、いろんな施策で関連をしてくるわけですから、男女共同参画という項目をどこかで頭出しをする必

要があるといったときに、人権の中で頭出しをさせていただいたもので、ほかの関連するところ、就労とか子育てとか関連する部分とのリンクを張るために、あえてここで頭出しをさせていただいています。いろんな施策がそれぞれ、人権の男女共同参画にも関連をしていきますよという意味で、ここで頭出しをしているということです。その部分についてはご理解いただきたいなと思います。

あと、修正できる部分についてはこちらで、できるだけ対応させていただきたいと思います。

＜会長＞

よろしいでしょうか。

その他、ご意見・ご質問等お願いします。

＜委員＞

時間も大分と、もう４時ぐらいになりますので、何カ所かありますので手短にざっと言っていきます。

13ページです。子育て・子育ち支援の充実のところと、全般に対してなのですが、私が見落としているかもしれないのですけれども、母体の保護、それから不妊について、それから犯罪や虐待から子どもを守るというのは、現行計画にはあるけど、見直し案ではなくなっているなという気がしていまして、なくなったのかという疑問です。

それから、14、15ページの青少年の健全育成のところなのですが、ここも国際理解教育がなくなったのやなあと思っているのですが、見落としているのかもしれません。

それから、そういう意味では20ページですね、施策の６で多文化共生社会の実現の中の①の５行目、ここに「国際理解教育」というのが出てくるのですね。だから、ここだけ出せばいいのかなという、先ほどの疑問と関連します。

細かいところは置いといて、28ページ、29ページですが、地域福祉基盤の充実というところなのですが、ここは地域福祉と防災関係がリンクすると思っていまして、そのリンクの視点が要るかなと思っています。

それから、そういう意味では31ページですね、31ページの施策６と28ページの施策４は地域福祉ですね。これもリンクではないかと。

32ページ、これも地域福祉。市民生活の安全性の確保という、ここも地域福祉とリンクかなと思っています。

それから、34ページですね。基本目標３で、どんどん言ってすみません。「地域を支える活力を生むまち」というところの基本目標３の第２段落目のところですね。「基本目標の実現に向けて、企業と地域との連携を深め」なのですが、この「企業」をもう少し広く取るために「産業」に変えたらどうやろうと思ったりしています。考えていただけたらと思います。

35ページですが、商工業の振興ということで、ここに関係する施設として、ものづくり経営交流センター、またはパーソナルサポートセンターもそうなのですが、既に施設もあったりするのに、それも固有名詞だから出さないのかなと思います。ずばり出した方がわかりやすいのではないでしょうか。それも疑問点です。

37ページです。サンプルとして、①経営基盤の強化と担い手の確保で、想定される主な取り組みの４つ目、林産物の振興、間伐材等の有効な活用、森林組合への支援とありますが、「支援」という言葉が随所に出てきます。ですが、この総合計画の手法としては協働の手法ですよね。ですから、大抵協働という視点に置き換えた方が、有機的にまちづくりとして生きてくるという感じがありまして、例えばここも森林組合への支援ではなくて森林組合との協働と変えれば、もう少し双方向性が出てくるのではないかなという気がします。支援というのは一方通行ですよね。協働は双方向なので、この支援という言葉がもう随所、いっぱい出てくるのですけどね。支援という言葉を抹殺するつもりは全然ないですけども、協働と置き換えた方がいいと思う場面が何カ所もありますので、考えていただけたらいいかなと思います。

それから、37ページの②の地域との連携というところで、想定される取り組みが２つしか出ていませんが、３つ目に、前回までは漁民の森の活動が出ていました。漁師と市民活動団体が山で木を植えるという活動ですね。これは地域との協働、連携の典型的な活動なのに、消すのはもったいないなと思っています。

それから、40ページの④ですね。「おいでやす（おもてなしの心）の推進」、これですね、出てきてうれしいなあと本当に思っているのですけども、おもてなしの心を野洲市民として最も実現できるところは、野洲市の玄関口である野洲駅、それから篠原駅もそうかもしれませんね。幸い両方とも整備がこれからですので、この想定される主な取り組みの中で、野洲駅、篠原駅整備でこのおもてなしの視点を持った整備という形を１つプラスアルファで出してくれるとうれしいなと思っております。

それから、41ページですね。ここでパーソナルサポートサービスが出てくるのですが、やはりこのパーソナルサポートサービス、継続的に行うと市長も言っているのですけれども、その固有名詞を出さへんのは、やはり固有名詞だからだろうかと疑問に思っています。

54ページです。54ページで道路ネットワークの整備というところの①、道路体系の見直しと整備というところの取り組みの２つ目のポツですね。「道路交通の実情と市民のニーズに合わせた道路整備計画の策定」とあるのですが、前回までこれ、「策定」は「見直し」だったのです。「策定」でもいいかと思われるかもしれませんが、私はやはり「見直し」でないといけないと、ここは強く思っています。

というのは、特に道路のですね、都市計画道路なんていうのはもう何十年計画で、何十年も前にできた計画が未だに生きていたりします。そんなところに道路をつくるようなお金があるなら、８号線のバイパスとかいろいろそっちへ回したらよいというぐらいの、そんな計画があったりして、全然今のニーズに合わない計画もあったりして、生きている計画があったりするのですね。ここを「策定」にしてしまうと、その延長線になっちゃうのですよ。だから、見直すのですよという視点が必ず要りますので、ここは「策定」ではなく、現行どおり「見直し」に、現行は「見直し」になっています、「見直し」に戻してもらいたいです。

それからあと、細かいところで、56ページ、下から３行目です。これは細かいです。そんなに熱烈に思っているわけではないですが、56ページ、下から３行目のポツですね。「地域住民と連携した公園・広場の管理・美化」というところですが、公園・広場の管

理が地域住民だけに任されるというところが、地域住民にとっては負担なのではないかなと、市民活動をしていて思ったりします。ですので、「地域住民や市民団体と連携した」と入れていただくと現実にも合うのかなと思っています。
以上でございます。

＜会長＞
ありがとうございます。いかがでしょうか。
対応できる部分は整理していただくとして、事務局から確認すべき事項等がありましたら。

＜事務局＞
漏れているとおっしゃったのですが、メモが取り切れませんでした。後でもう一度それは教えていただきたいと思います。
それから、青少年育成のところで国際理解が抜けているということですけど、これは基本的にはリンクを貼っていることで解決するのではないかなと思っております。
それと、防災と例えば高齢者福祉との関連であるとかにつきましては、既に施策単位でリンクを張っていますので、その部分で対応できているのかなと思っていたのですけれども。
ものづくり支援センターについても、技術の伝承とか人材の育成といった、その機能の部分については載せています。実はものづくり経営交流センターであるとか、あるいはパーソナルサポートについて、固有名詞を載せてないというのは、パーソナルサポートサービス自体が国の補助メニューの名称で、この名称自体いつまでもあるわけではないので、あえて概念のみの表記にしているということでございます。
それから、「支援」を「協働」に変えていくということについて、これは可能な部分について見直しをしてもいいかなと思います。
農林業の漁民の森の話なのですが、これ恐らく前回、第５回の審議会の資料にもなかったのですけど、部会の中での話だと思います。実は部会で提案したときに、その上に「市民との協働の中で取り組んでいく」という文言があって、あえて漁民の森だけが重複して出てきているので、上の施策の中に包含をしてはどうかということで、削除させていただいております。
それから、観光のところで出てきた「おもてなし」につきましては、景観の野洲駅のところでホスピタリティというのを追加しております。ただ、「おもてなしの心」というのは独特な言い回しになりますので、一般的な「ホスピタリティ」という用語に置き換えて追加させていただいております。
それから、道路整備計画の策定の件なのですけれども、これはあえて策定にしているのです。というのは、道路整備計画自体が今はないのです。道路整備計画というものは現在策定予定となっているだけでして、これから策定しようとしているものの見直しということ自体が、おかしいのではないかということで、今回まずは道路整備計画について策定していきますということです。おっしゃった意味はわかりますし、個別の計画を見直すということは当然あり得るのですけれども、それを統合したような形で、道路整

備計画というのはこれから策定をされるということで、今回あえて策定に変えさせていただいております。
　主な部分は以上です。

＜委員＞
　１点だけ、最後のところ。中心市街地整備計画で、10年、20年のスパンですが、都市計画道路が中心市街地計画の中に出てきますよ。あれは計画という名がついていて、生きたものとして、都市計画マスタープランの各資料で出していますけれども、あれは計画ですよね。

＜事務局＞
　道路整備計画という計画は別にあるというか、これから策定されるのです。

＜委員＞
　その道路整備計画が策定されたら、その中心市街地整備計画に出ている道路の計画は、どうなりますか。

＜事務局＞
　恐らくそれは整合を取っていくはずだと思いますけれども。

＜委員＞
　そうでしょう。整合を取っていくということは、既にある計画については生きたものとしてずっと残っていくではないですか。

＜事務局＞
　いえ、今は文言だけの話で。道路整備計画という名称の計画が現在ないのにそれを見直すというのは矛盾していることになってしまう。であれば、道路整備についての計画の見直しということでいかがでしょう。

＜委員＞
　そうですね。そういうふうにして直していただくか。

＜事務局＞
　現行計画では道路整備計画策定の例というのがまずあって、その前提で見直しということなので、今回それを見直すというのはおかしくなってしまう。

＜委員＞
　仰っていることはよくわかります。なので、私は両方要ると思うけどね。道路整備計画というのがないのであって、これからつくらないといけないのだったら策定は載るべきだし、それからもっと細かい計画として中心市街地整備計画の中で道路計画が入って

いて、それは「そんな道路、要るのかな」という道路も入っているわけですね。それは見直しをするという作業もやはり要るのではないかなと思っています。

＜事務局＞
　道路整備計画という具体的な個別の計画ではなくて、道路整備についての計画の適正な見直しということですね。

＜委員＞
　そうですね。策定及び見直しが要るよということなのですけれど。

＜会長＞
　よろしいでしょうか。詳細は委員さんと確認をしていただいて、次回までに対応いただければと思います。
　その他、第６章について、いかがでしょうか。

＜委員＞
　すみません、１つ気になるというか、判断待ちなのですけれども、終わりの56ページの「快適な居住環境の確保」という中に、「空き家の効果的な活用」というのがあるのですよね。これ自身は確かにそのとおりだと思うのですけども、例えば12ページの施策１の子育て・子育ち支援とか、あるいは30ページの低所得者福祉の推進というのをどう、例えばこの空き家の効果的な活用というものにリンクはできないものですか。したらおかしくなるのか、どうなのでしょう。
　以上です。

＜会長＞
　リンクの部分になると思いますが、部会ではそういった話はありませんでしたか。

＜事務局＞
　部会の中では特に。

＜会長＞
　基本事業③は改めて頭出しということですが、そういう方向での検討も上げられるようなら、リンクを貼ってもらいたいと思います。そこまでの具体性が弱いようでしたら今後の課題ということになるかと思いますが、そこは関係課と確認していただいて、貼れる部分はできるだけ貼っていただきたいと思います。そうした対応でよろしいでしょうか。では、そういう形で対応させていただきます。
　その他、いかがでしょうか。

＜委員＞
　一つは先ほど説明ございましたけれども、22ページの市民の健康課題に応じた健康づ

くりの推進ですね。この自殺の部分ですね。自殺の部分はここに入るべきなのかどうかということが気になります。もちろん内容的に、うつとかアルコールは健康に絡んでくるのですけど、その次に多重債務等というのがありますね。というようなことから考えると、健康の項目ではおかしいのではないかという気がします。

それから２つ目、これはどうということではないのですけども、特に福祉の関係で、いわゆる個人情報の共有という問題が出てきます。これ、いわゆる個人情報保護条例ですか、あの関連で、実際の動きとしてどういう活動ができるのか。私はやっていませんのでわかりませんけれども、自治会長に地域に住んでいる人、出入りする情報も行政からは来ない。結局自治会長が市に行って、そして書類を持ち出していると。民生委員にはどうなっていますか。民生委員に聞かないとわかりませんけども、そうした面で地域のつながりをつくるにしても、情報が少ない。

例えば、相互扶助の問題で28ページの②「相互扶助の意識啓発」というのがありますけれど、その主な取り組みのところで「自治会活動などを通じた地域内の連携や信頼関係の構築と情報共有」というのがありますし、それから31ページの②「災害時応急体制の確立」というところで、想定される主な取り組みの下から２番目もそうですね。「災害時に支援を必要とする人の把握」云々とあります。支援をしてほしい人の把握、これが実際にはできないというのが現状ではないかと思います。その辺のことをどう取り扱っていくかということがやはり課題ではないかと思います。

以上です。

＜会長＞

ありがとうございます。今の２点目に関してはどうでしょう。軸としては、基本目標６の、情報公開とか個人情報のところでの言及になりますか。

あと、１点目に関してもいかがでしょうか。

＜事務局＞

まず、自殺につきましては、いわゆる精神的な疾患の部分から自殺へつながっていくのを防止するということで、所管課としては基本的に健康推進課で、自殺防止法に基づいて取り組みをしております。それで、今、文言として多重債務がここに上がってくるというのは、変と言われれば変なのですけども、項目としては健康づくりの推進、健康の維持というところでいいのかなと判断しています。文言として多重債務については例えば消すとか、そういう形での対応をさせていただいたらどうかと思います。

それと、個人情報の保護について、特に福祉への取り組みとか、いわゆる災害弱者についての支援ですね。そうした部分について個人情報が障壁になっているというのは、もちろん部会の中でも議論があったところなのですが、ただ、これは法制度に基づいて制限がかけられているので、目的に応じて情報を提供するというわけにはいかない。

ただ、今後何らかの形で、これはそれを乗り越えて対応していく必要があるということで、ここで挙げさせていただいているのですけど、それは必ずしも行政が無条件で情報を提供するというのが前提になっているものではないというのはご理解いただきたい。それで、特に災害弱者についても地域内で、例えば手挙げ方式で登録をしていくという

のも一つの方法として、行政の中で提案はされています。その中で、手を挙げない人については、例えば情報を持っている行政が直接動く。でも、すべてを行政で対応するのではなく、地域で把握できる情報については地域で対応してもらって、住み分けを考えていくとか、いろんな解決方法があるとは思うのですけれども、ここではそこまでは特に規定はしない。ただ、そうした取り組みの姿勢が必要であるということで、方向性は示しておきたいと思っております。
　以上です。

＜委員＞
　例えば独居老人とかそういう人たちに対する情報の開示ですね。今の返答ではいわゆる机上論の返答であって、実際本当に地域でそのことが開示されないので、どれだけの人が困っているかということを、あっちこっちから私も聞いているのですね。
　それで、28ページに「民生委員児童委員の活動の推進と市民への周知」という項目があるのですけれども、民生児童委員への活動の推進がどこまでできるのか。いわゆる情報が開示できないのであれば、どこまでできるのか。それと同時に、では民生委員への活動の推進はできないのかというところ、その辺を同じレベルで検討してほしい。それというのも私のまちでも独居老人がすごく増えているのですね。例えば救急車でどこかへ運ばれた。運ばれて、そのときはみんな慌てているのですけれども、帰ってきても、帰ってきたかどうかが誰にもわからないのですね。
　そうすると、「あの家、住んでいるんだろうか、どうだろうか」とか、ヘルパーさんが訪ねてきているのに、鍵が閉まっていて、中で寝ているのか、あるいは救急車で行ったきりなのか全然わからないというようなことで慌てているという実情もあるのですね。だから、その辺のところ、民生委員に対する活動の推進、何らかの形で文章化して、机上論でないような形で求めていきたいなと思うのですけれど。

＜事務局＞
　今仰っていただいている分ですけれども、たまたま今年度、９月の議会で補正予算の内容で上がっておりまして、県の補助金を受けて、そうした要援護者の把握するための仕組みづくりのシステム化みたいなのをこれから取り組んでいくということになっています。結果的には手挙げ方式で、本人の了解のもとでの把握になってくるかと思うのですけども、今仰っていただいたような意見もお聞きしながら、担当課で調整を図りながら、そうした情報を共有できるようにする取り組みを今年度から始める予定で進んでおりますので。

＜会長＞
　対法律の部分でできるかどうか分からない部分はあるでしょうが、現行で出せる最大限の頭出しはしてあると。ここまでしか書けないということではありますが、今後、実際どういう形でそれら事業が進んでいくのか、実務レベルで具体的にどう対応していくのかといった段階で、今のような議論を引き継いでいただく必要がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

<委員>
７ページ、市民活動と行政運営のところで教えていただきたいのですけど、市民活動の２つ目の丸、「市民活動を支える原動力として期待されている企業等を退職した市民に対して、参加を促す仕組みづくりが課題となっています」とあり、「企業等を退職した市民に対して」と書いているのですけども、優秀な企業にたくさんお勤めをされて退職した、たくさんの経験なりいろんなノウハウを持っておられる方は確かにいらっしゃる。ただ、そういう方たちだけでなくて、企業等に限定しないで、いろんな住民がいらっしゃるので、そういう方たちも一緒に市民活動を支える原動力としていくのが望ましいのではないかと私は思うのですけど、こういった限定はどうしてされたのでしょうか。

<事務局>
これは、企業等に勤めていない人を否定しているのでなくて、もちろんすべての市民に対して確保していく必要があるけれども、特に企業等にお勤めの方については、いわゆる定年退職のタイミングを市民活動への参加の機会として捉えて、この部分を個別に頭出ししているだけであって、それ以外を否定しているというわけではないのです。例えば時間が十分使える人に対しては、随時市民参加を促す機会を設けていくということは大前提となっているのですけれども。

<委員>
よくわかりますけど、あえてここでこういった言葉をここに載せていくのは、やはりそうでない職業の人たちにとってはやはり、それこそ人権ではないですけど、そうした観点からいかがかと思うのですけど。それでよかったらそれで。私はそう思いましたので。

<事務局>
それはご意見としてお聞かせいただきたいと思います。退職というポイントを伝えたかったので、あえてここで出しただけで、これが不要ということであれば、削除してもいいかなと思います。決して企業に勤めている人だけを対象にしたという意味ではないので。

<会長>
これは基本目標６にも出てきますかね。伝えたいイメージはわかります。いわゆるサラリーマンをリタイアした方々が、地域でまた生き生きと過ごすという。そういうタイミングを機会にいろいろやっていこうというのはわかるのですが、このレベルで頭出ししておく方がよいのか。具体的な取り組みということであれば、基本目標６の取り組みで位置付けてもよいかと思います。そこは、基本目標６とあわせて判断しましょう。たしかに、そういう方々に限定する必然性はないとも思いますので。
その他、ご意見・ご質問等よろしいでしょうか。ございませんようでしたら、審議事

項３について事務局からお願いします。

③総合計画見直し素案（第6章まちづくりの基本目標6～第7章）について

＜事務局＞

非常に長くなって申し訳ございませんが、審議事項の最後の部分、説明させていただきます。

今回、第６章の基本目標６、第７章につきましては初めて提案させていただく部分でございますので、ここにつきましては本日いただいた意見をもとに再度調整をして、次回までに最終案として取りまとめをさせていただきたいと思います。

資料３でございます。これは第６章、まちづくりの＜基本目標６：市民と行政がともにつくるまち＞ということになりますけれども、まず施策１につきましては「市民活動の促進」ということで、基本的には「市民活動促進計画」というのを参考に記述の見直し等を行っております。

それから、施策の目標につきましては、まず協働のまちづくりというのを基本に、文言の整理をさせていただいております。

それから、基本認識につきましては、市民活動といわゆる自治会活動の観点でもう一度全体を整理し直したという状況でございます。

それから、施策体系につきましては、現行の施策体系をそのまま継承させていただいております。

基本事業体系１、市民活動の意識の高揚でございますけれども、ここにつきましては市民活動団体への情報提供であるとか、あるいは団体からの情報発信、それからそれぞれの団体の活動体験の場の提供という観点で整理をさせていただいております。

基本事業体系２につきまして、修正がございます。２ページの想定される主な取り組みで、コミュニティセンターや情報交流センターというのがあるのですが、これは情報交流センターではなくて、市民活動支援センターと名称が変更されておりますので、ここを修正させていただきたいと思います。

基本事業体系２につきましては、現行の計画ベースで整理させていただいております。施策全般を通じて、協働の視点と人権の視点というのを大切にしているということで、施策全般における協働の積極的な導入とその検証という概念を今回追加させていただいております。

それから、施策の３につきましては、現行ベースで、行政職員の意識の向上といったところを追加させていただいているところでございます。

それから、４ページ、施策２「市民との情報共有の推進」ですけれども、これにつきましては、施策の目標は基本的には文言の整理をさせていただいたということでございます。

それから、基本認識につきましては、現行の中では広報、広聴、情報公開と分けて整理をしていたのですけど、これを一本にまとめて再整理をしております。それから、各マスメディアへの市からの情報提供が不十分であることから、これらの活用による情報発信という概念を追加しております。

それと、基本事業体系につきましては、現行計画をそのまま継承して、３本立てとな

っております。

その中で、基本事業体系１、広報の充実につきましては、基本的には現行計画の内容を継承しながら、各種媒体の連携という概念を追加させていただいております。

それから、基本事業体系２につきましては、広聴制度について、これは担当課からの意見もありまして、広聴そのものが、市が単に意見を聞いてまちづくりに生かしましたという受動的なものではなくて、むしろ市がまず徹底的に情報公開するという前提で市民と議論をしていく能動的な場ではないのかという意見がありまして、そうした観点から、内容全体を見直しております。

施策３、７ページです。「長期的展望に立った財政運営」ですけれども、ここの施策目標につきましては、市民ニーズへの対応という部分、それから効率的な財政支出という２つの観点から整理をしております。

それから、基本認識につきましては、現行計画では細かく歳入、歳出あるいは地方債というような形で分けているのですけれども、基本的には、おおむね総括部分をそのまま継承する形で簡潔に整理をし直しております。

それから、基本事業体系につきましては、現行どおりの分類としております。

そして、基本事業体系１につきましては、現行計画では経営的感覚といった文言が使われているのですけれども、いわゆる経営的感覚の意味するところが必ずしも、例えば民間企業の経営的感覚とぴったり合致するところではなく、意味があいまいになりがちということもありましたので、今回コスト感覚という文言に置き換えております。それから、市民の協働等による役割分担といった観点を追加しております。

基本事業体系２、財源の確保と適切な資産管理につきましては、ここで備考欄には「都市計画税について、検討が進められるよう位置づけ」と書いてあるのですが、実は一旦は都市計画税導入についての位置づけを検討してはいたのですけれども、これにつきましては、導入について市民と行政の間でいろんな議論をした結果、導入が見送られた経緯というのがありますので、最終的に都市計画税については広く財源の確保といった表現の中で将来的な可能性として含みを持たせる程度にしまして、一方的に都市計画税の導入をイメージさせるような表現というのはあえて出さないようにしました。

それから、施策４ですね。11ページ、「効果的・効率的な行政運営」ということで、施策目標については基本的に継承しております。

それから、基本認識につきましては、財政運営的な概念というのが現行計画に入っているのですけれども、これにつきましては先ほどの施策３の中で述べていますので、こちらにつきましては、むしろ人材の育成であるとか組織体制の整備、あるいは運営システムの構築といった観点での整理にとどめております。

それから、基本事業体系につきましては、構成は基本的には現行計画を継承しております。

基本事業体系１につきましては、ここでは人材の育成について、求められる職員像という部分で、時代や市民ニーズの変化に対応できるという点は、文言の追加をさせていただいております。具体的にどういう人材を育成していくかというのがイメージできるようにしました。

基本事業体系２につきましては、本総合計画の進捗管理の必要性という部分について

押さえさせていただいております。

現行計画の中には指定管理者制度の積極的な導入といった部分がうたわれているのですけれども、現在野洲市では既に指定管理者制度を実施しており、その中でいろんな課題も見えてきておりまして、今のままでいいのかというような議論もされているところでありますので、今回あえていろんな課題とかを整理をしていくという意味で、指定管理を積極的に進めていくという部分については削除をしております。

それと、続けて資料４、第７章についてです。第７章は計画の進捗管理法ということで、現行計画の中では行政評価という手法を用いて推進をしていくとなっております。今回の見直し案の中では、ＰＤＣＡサイクルを用いた進捗管理については現行計画のまま継承しております。

ただ、今回、個々の事業の進行管理については、基本的に各分野計画の中で実行していくというような位置づけをいたしまして、各分野計画の中で、例えば計画の内容そのものについても主体的に議論できるような余地を残しています。

それと、もう１点、行政評価につきましては、かつて実施をしていたのですけれども、非常に作業量が多い割に、評価のための評価になってしまっているというか、その結果がうまく反映できていなかったという反省がありまして、今その仕組みも含めて再検証が必要なのかなということで、行政評価という文言については一旦ここでは削除をさせていただいております。

ただ、いずれにしても総合計画として何らかの評価をしていくということが必要であると思っておりますので、この計画の中に具体的な評価の仕組みを載せるかどうかも含めて、いろんなことを考えているところです。そうしたところで、今回、提案としてはこういった表現でとどめさせていただいております。

それと関連して資料５なのですけれども、部会とか全体会議の中でもいろいろとご意見をいただいておりました、現行計画の中にある評価指標の取り扱いについてです。現行計画の中にはそれぞれ、基本計画の施策提案のところに評価指標というのを載せているのですけれども、今回、それぞれの施策のところでは評価指標というのは載せておりません。

ただ、全く消してしまうというのも、理由がありません。しかし、今回この成果指標を見直そうとしても、見直しであるとか指標の検証をするだけのデータがまずそろってないというのが１点。それから、指標の中間目標年が平成25年ということであるから、現時点で評価を実施するというのは時期尚早ではないかということで、折衷案ではないのですけれども、今回、計画自体の方向性であるとか大きな構成は変えていないので、この評価指標を一覧表にしまして、この計画の中には載せていきたい。現行計画の中で位置づけられていた成果指標、さらに平成25年度の目標数値としていた数字というのは一旦載せさせていただく。その上で、本来の中間評価年である平成25年度にもう一度きちんとした評価を実施いたしまして、最終的に目標数値がこれで適正なのかどうか、あるいは評価指標自体がこれで適切なのかどうかという再検証をしたいということで、宿題を残すような形にはなりますけれども、そうした位置づけで、今後作業を継続していきたいと考えております。

以上です。

<会長>
ありがとうございます。部会では議論がされておりませんでした資料３、基本目標６。それから資料４、第７章。それと資料５、ベンチマークの部分についてですが、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

<委員>
この部分はまだ十分に議論がされてない、今日初めてのところがありますので、目を通しながら、細かい内容というよりは、大きな編集方針ですかね、そこを確認しながら気がついたところを、ざっと申し上げたいと思います。
まず、現行計画では一貫した通底しているものとして、人権・環境の視点と協働の手法というものが各項目で出されて、その視点、手法でこの計画は練られているということが都度出てくるわけですね。大変な苦労をされて書かれたと思うのですが、それがあります。
今回の見直しでそれがなくなりますが、どうも人権・環境の視点と協働の手法は生きていると思うのですね。それはどこで表現されるのかなということで、改めてこの資料３を見ながら思ったのですけれども、まず人権・環境の視点という点では、現行であったら15ページなのですが、現行の第６章で、まちづくりの基本理念というところで、人権・環境でこの計画をつくる、それから協働という手法で行くということが、現行の15ページにはそう出ているわけですね。
じゃあ、それは今回見直した時点ではどこに行くのかなということで、今日の資料の１を見ましたら、まちづくりの基本理念は第４章の将来都市像に入っちゃうわけですね。すると、将来都市像と都市像としては見られるのですけれども、今日の１枚物で、資料１で出ているのですが、第６章の現行のまちづくりの基本理念は第４章に吸収されていくわけですけれども、既にこの審議会で見ましたけれども、なぜ人権と環境の視点なのかということは、そこでは述べられてないわけですね。ではどうするのかなと思って考えたのですが、そうすると、これはまちづくり基本条例が今あって、それに基づいた総合計画だから、人権・環境の視点というのはもうまちづくり基本条例の前文でも載せてしまえば、それでよいのかなと思っています。
そうしましたら協働の手法はどこで出てくるのかというと、協働の手法こそが、この基本目標６の「市民と行政がともにつくるまち」というところこそが、協働の手法を表現する場所かなと思ったりしています。
現行計画ができてもう何年かたっていまして、そしてこの「市民と行政がともにつくるまち」というのが走っているわけですね。そして、走っていて、総合計画がよかったのか悪かったのかわかりませんが、ある程度実現をしている部分が大いにあります。
それで、ここは中身に入りますが、市民と行政というと二元的ですよね。だけど、実態として市民と行政が協働で取り組むというのはもう多元的になっています。市民団体が、別の市民団体や森林組合、あるいは市民団体と行政、企業と市民団体、企業と行政とか、行政の中でも複数の部署がかかわっているとか、非常に多元化しております。
ということは、現行の内容をもう一歩踏み込んで、今多元化して、市民と行政などが

協働を実現しているという、その視点で書き直す必要があるのではないかなと思っております。それが、人権・環境の視点と、それから協働の手法に関して、資料３でいけば１から３ページまでに関して言えます。

次に市民との情報共有の推進ということで４ページ、５ページに来るのですが、ここは内容に踏み込んだ話ですが、ここで書かれてあることは、どういうツール、道具をもって公表するかということばかりなのです。しかし、大事なのは、何を公表して、何を共有するかではないかなと思うのですね。

それで、何が共有されてないかですけど、議会の場でかなり情報の共有は進んでいますね。昔から議会の傍聴がありますし。また議員基本条例ができて、市民とひざを詰めて話そうという姿勢ができてきています。

では行政はどうなっているかというと、ホームページを使って知らせているよ、広報紙を使って知らせているよという、手法はここでも書かれているのですが、何を知らせたら市民と行政が協働をとりやすくなるかというと、やはりまさに計画、構想、こういう総合計画をはじめとする34ぐらい計画構想があるわけですけど、それを知らせる、あるいは委員会、審議会が70ぐらいあるのですけれども、そこでいつ、どこで、どういう議案でもって何がされているかということを知らせるということですね。そういうことを知らせることによって情報共有というのができるのではないか。ですから、ツールではなくて、何を知らせるかではないかと思います。

それから次は、７ページですね。「長期的展望に立った財政運営」というところで、ここで公表すべきものの中にですね、現行では歳入、歳出、地方債、総括に分かれているのですけれども、今度の改正案では地方債のところが手薄になっているのではないかなと思います。

地方債の現在高の公表というのが、実はされているようでされていないのですね。一般会計の一部についてはされているのだけど、野洲市が全体としてどれだけの負債を抱えているかということは、かなり根掘り葉掘り聞かないと教えてもらえないという状況になっていますので、地方債の現在高の公表というのはやはりしないといけないのではないか。

それから、既に始まっているのでは、定期的な予算編成の説明会開催というのは、その取り組み、今取り組みの話ですが、として実際されているので、やはりそれを継続的に取り組んでいくべきかと思います。

それから、10ページ、②の「財源の確保と適切な資産管理」ですが、行政改革推進法というのが平成18年６月に成立していまして、その後、財務４表という、バランスシートとか、それから行政コスト計算書とか、資金収支計算書、それから純資産変動計算書ですかね、この４つを作成することになっているはずなのですが、野洲市はまだ作られていないか、公表されていないかではないかなと思っています。これを早く公表してほしいと思います。少なくともバランスシートを出してくださったら資産状況がわかりますが、今のところされてないので、これこそまさに取り組むべきことかなと思っています。

あと１点、11ページです。施策４で「効果的・効率的な行政運営」ですね。ここで効率的という言葉がまた出てくるのですが、中身を読みましたら、いかにも効率的に取り

組むよとたくさん書いてくれているのですね。
よほど非効率な行政運営をされていたからこうなっているのだと思うのですけども、ただ先ほど土地利用の、効率的な土地利用のところで申し上げたとおり、効率的にやったら、それでいいのかという問題があって、ですから、この施策４では「効果的・効率的な行政運営」になって、効果的が先に来ていますよね。だけど、文章の中身を見たら全部効率的なのですよ。ここはやはり効果的。効率的だけではない表現、視点で書き直しをする必要があるのではないかなと思いました。
以上でございます。

＜会長＞
ありがとうございます。いかがでしょうか。
大きい視点のものと具体的なものと両方ありましたが、今すべてというわけにはいかないと思いますが、事務局から確認すべき事項等ありましたら。

＜事務局＞
施策１は、全面的にもう一度組み直しというご意見ですか。

＜委員＞
そこまで行かないけれど、人権・環境の視点というのが、この見直しの総合計画は人権・環境の視点でつくったよということが表現されているところはあるかなと疑問に思っているのですね。それこそまちづくり基本条例があり、それに基づいた総合計画でもありますから、まちづくり基本条例に基づいて人権・環境の視点でこの総合計画をつくっているよという部分はどこかに表現されないといけないだろうと思うのですね。それが現行の15ページ、第６章のまちづくりの基本理念に当てはまるかなと思います。
それから、協働の手法については、一から組みかえてということより、「市民と行政がともにつくるまち」が多元的に展開されているので、そういう二元的に、そういう単純な市民と行政というだけではない、もう少し多元的な視点で、現状を見据えた形で表現し直す必要があるかなという気がしました。

＜事務局＞
人権と環境の部分なのですけれども、今ご指摘いただいたように、将来像のところでは進めるということがあるのですけれど、現状の取り組みとして５ページ、まちづくりの取り組みのところでも、まちづくり基本条例の理念に沿った取り組みを進めているというふうなことで、位置づけはさせていただいています。

＜委員＞
今日の資料のどこですか。

＜事務局＞
今日の資料２の５ページですね。５ページの一番上のところです。

＜委員＞
ありがとうございました。

＜事務局＞
その上で全体の整理をさせていただきたいと思うのですが、実は、今日すべてこれ、議論を尽くすというのはなかなか難しいと思うので、ほかの委員も23日、来週の火曜日ぐらいまでに、もしご意見とかがあればまた私までいただければ、そうした部分も反映させて、次回の審議会での議論の題材にさせていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

＜会長＞
これは協議事項ですが、最終的な詰めにもう少し時間がかかると思いますので、そこは審議事項１、２も含めてですが、最終的にご意見等を書面で寄せていただいて、すべて整理した上で、審議会に臨みたいと思っております。ので、できるだけ具体的に「ここを、こういうふうに直すべき」というように、すべて挙げていただいてまとめたいと思います。もちろん次の審議会でもご議論はいただきますが、すべてのご意見等を書面で集めさせていただき、それらを整理したものについて、最終的に詰めたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。
その他、特にここで何かございましたら。

＜委員＞
第６章と第７章の件については23日まで出せばいいと思うのですけども、その基本認識という部分、基本的にどういう部分でこれを見直していくかという共通認識が要るのか。
まず１つは、長期展望に立った財政運営というものがベースになった上で、どういう形で市民活動と共生、あるいは協働、連携していくかという、自助、共助の考え方に立った方がおそらくいいということで、これがつくられていると思うのですけれども、できれば人口推移の問題、財源の問題、歳入歳出の問題、公債の問題を含めて、今野洲市がどういう状況に置かれているかによって、市民活動を促進していくとか団塊の世代をどう活用していくとか、あるいは自治会がどの程度行政サービスについて協働していくのかという、そういう基本認識の上で23日に個別に見直しを出していただくということであれば意義があるということと思います。
第７章の進捗管理方法についてもそうですし、25年度を中間目標値と設定しているから、今は先延ばししていくのではなくて、25年度に明らかにこれだけのギャップが出ているわけですから、既に指標を変えなきゃならない部分も出てきているのではないかというような感じがします。調整は23日まで皆さんに検討いただくということは特に問題ないのですけれども、基本認識という部分で私の意見を言わせていただきました。

＜会長＞

それは具体的に資料提供の要請ということでしょうか。

＜委員＞
はい。

＜会長＞
事務局がどういう形で持っているかは分かりませんが、その具体的な部分をお示しいただけますか。

＜委員＞
まず、財政が非常に厳しいということですが、では本当に税収の問題なのか、例えば法人税の問題であるとか、あるいは今の就労人口が長期計画の中でどれだけ減少してくるのかとか。国勢調査の中でも、自治体当たりで人口が20％削減するのは60％、つまり日本全国の中で６割、20％減少しているということなので、そうすると国が財政を支えること自体ものすごく難しくなってきて、いわば地方が国を頼る時代ではなくなってきているということを認識したときに、市として自立していく計画に見直す必要がある。そこで、コスト意識も大切なのですけれども、経営意識もものすごく重要ではないかと思っており、そういう視点で見直すということが重要だと思います。ですので、そういうデータを出せる範囲でいただきたい。どれだけのギャップを抱えて、どれだけの赤字財源で今進めていくのか。これを解決するためには、市民とか市民団体にどのように協働していくのか、共助していくのかというところを、少しでも見えたらと思います。出せる範囲の中でということになるかと思いますが。

＜事務局＞
財務諸表については、現状についてはお出しできると思います。ただ、将来推計については、提案の中では歳入を歳出の問題とあわせて推進していく位置づけの中で、例えば歳入だけこういうふうに見込みましたというのは出しにくいのかと。例えば、いろんな制度や財源の確保について、先ほど都市計画税の話を少ししましたけれども、そういうものを含めて計算するのか含めず計算するのかによってもかなりの幅が出てくる。
順番としては、これだけしか財源がないからこの中で施策をしようという展開になるのか、これだけのことをしようとしたときにどれだけの財源が要るのかという議論になるのかによっても組み立ては全く変わってきますので、だからなかなか将来的な財政状況を示すというのは難しい。計画の中に出していこうかという議論を財政の方としていたのですが、それをしてしまうと多分何もできない計画になってしまうという、話がありました。そうしたことであくまでも現状は非常に厳しい状態であるといった表現にとどまっているのが、今の内容です。ですので、資料として何をお示しさせてもらうのかというのは、非常に難しい話と思っています。ただ、現状値であれば、それは出すことは可能だと思っています。

＜事務局＞

もう１点、先ほど委員がおっしゃっていた財務４表の公表については、法律によって義務づけがあります。その結果については監査の中で説明させていただいて、その意見をまたいただいて、議会でまた報告させてもらって、決算状況については広報にできるだけわかりやすい形で皆さんにお知らせする現在取り組ませていただいております。そうした法的な部分についての手続はさせていただいております。

以上です。

＜会長＞

具体的にどういうデータが必要なのか事務局と確認いただいて、提示してもらう形で対応いただければと思います。

私は必ずしも、基本目標６の施策３をまず前面に立ててということでもないと思います。コストは非常に重要ですが、これからのまちづくりを考えていく上で、やはり住民・市民団体・産業・関係団体・行政等がどう協働していくかというのが重要な課題であるし、基本目標６の施策として第１に挙げるべき内容であると認識しています。またご意見等ありましたら、書面で上げていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。資料３、４、５について、ここで特に挙げておくべき事項等ございましたら。よろしいでしょうか。また、具体的に書面で上げていただければと思います。

4. 協議事項

①審議結果の最終取りまとめについて

＜会長＞

そうしましたら協議事項、審議結果の最終取りまとめについて、事務局からお願いします。

＜事務局＞

今後のまとめ方ということで、いよいよこの審議会も集約、取りまとめの段階に入ってきていると思うのですけれども、本日の内容についてまだ十分こなれてないというか消化できていない部分もあるかと思いますので、先ほども申し上げましたように来週23日の火曜日をめどに、もしご意見がございましたら私までいただいて、再度それを整理して最終案という形で反映していける部分はしていきたいと思います。

今回については時間が非常に厳しいので、可能な分については事前送付させてもらいますけれども、場合によって当日配布ということもあり得るということでご了承いただきたいと思います。

今後の段取りにつきましては、次回で最終になるかということも想定していたのですけれども、ボリュームが大きいので、もう一回、審議を挟みたいと思います。

次回日程につきましては、こちらから一方的で申しわけないですが、８月31日の午後２時、この場所での開会を予定しております。ご案内については、後日改めて送付をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次回につきましては、今日の結果と、それから今あわせて市内部のそれぞれの担当部

課にも意見聴取をしているところでありますので、そうした部分などを考慮して修正した全体の最終案というのをお示しさせていただいて、再度、最終の調整をしていきたいなと思っております。

その次、できましたら９月中旬ぐらいにもう一度審議会を開かせていただいて、最終答申としてまとめていただければありがたいと思っています。

つきましては、また９月の日程調整シートというのを事前にお送りさせていただきますので、また提出をいただきたいと思います。

それと、気が早い話ですけれど、答申につきましても、次回31日でもし内容がほぼ固まるようであれば、９月の審議会の場での答申というのも可能性として考えております。ただ、31日の結果を見て再調整、大きな調整が必要ということであれば、場合によっては審議会を終了した後、改めて正副会長から市長へ答申をいただくというようなこともありまして、そのあたりにつきましては次回、31日の議論を見ながら再度ご相談をさせていただきたいなと思っております。

いずれにせよ、いよいよ大詰めの場面になってきましたので、委員の皆さんのご協力をいただきたいと思います。

以上です。

＜会長＞

ありがとうございます。お盆前に送付した資料と今日お渡しした資料が、基本的にすべてです。

但し、保留になっておりますのが、資料２の人口推計と土地利用イメージ。これらの送付はいつ頃になりますか。

＜事務局＞

来週末か、場合によっては直前ぐらいになると思います。

＜会長＞

人口推計の最終的な部分ですね。それと土地利用イメージ、今日議論もありましたが、絵として出てくる。これらの部分については直前ぐらいに出てきますので、31日に最終的な判断を皆さんにあおぐという形となります。それ以外の部分については、すべてお出ししております。一部、資料３、４、５については流動的な部分もございますが。

基本的にはすべて、来週火曜、23日までに、具体的な修正内容、「ここを、こういうふうに直したらどうか」という形でご提出ねがいます。それらを整理したものについて、最終的な審議をしていきたいと思います。もちろんご議論いただきますが、ご意見等はすべて、来週火曜までにいただきたいと思いますので、最終的なご確認をよろしくお願いいたします。31日が、最終的な結論を出していくという審議会となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

以上、協議事項について、よろしいでしょうか。

5. その他

＜会長＞
　その他事項、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。
　全体を通して、何かございますか。ご意見・ご質問等よろしいでしょうか。また、お問い合わせ等ございましたら、事務局までお願いいたします。
　それでは、来週の火曜日までに、最終、ご意見等ございましたらご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

6. 閉会

＜会長＞
　以上をもちまして、第６回総合計画審議会を終了させていただきます。長時間、誠にありがとうございました。